

市 税 概 要

(平成25年度)

東 村 山 市

平成25年度市税概要 目次

I	市の概要	
1.	位置及び面積	1
2.	市制	1
3.	市の形態	1
4.	人口の推移	1
II	財政	
1.	一般会計決算	2~3
2.	一般会計当初予算	4~5
3.	一般会計の歳入額における市税の割合	6
III	事務関係	
1.	税関係部署の事務分掌	7
2.	組織図	8~9
IV	市税	
1.	市税の税率の推移	10~11
2.	市税の予算・調定・収入等の推移	12
3.	市税の構成（決算）	13
4.	市民一人当たりの市税	14~15
V	個人市民税	
1.	個人市民税の概要	16~19
2.	個人市民税所得割額の推移	20~21
3.	個人市民税課税標準額段階別の所得割推移（所得区分別）	22~27
4.	個人市民税課税標準額段階別の均等割推移（所得区分別）	26
5.	個人市民税課税標準額段階別の推移（年度別）	28~31
6.	個人市民税課税標準額段階別の推移（分離課税分の年度別）	32~35
7.	個人市民税調定額（現年課税分）の推移	36
VI	法人市民税	
1.	法人市民税の概要	37~38
2.	法人市民税調定額の推移	39
VII	固定資産税・都市計画税	
1.	固定資産税・都市計画税の概要	40~42
2.	固定資産税・都市計画税調定額	43
3.	土地概要	43
4.	家屋概要	44
5.	償却資産概要	44
VIII	軽自動車税	
1.	軽自動車税の概要	45
2.	軽自動車税の課税状況	46

Ⅸ	市たばこ税	
	1. 市たばこ税の概要	47
	2. 調定状況	48
	3. 月別調定額	48
Ⅹ	徴収関係	
	1. 納税課の概要	49
	2. 市税の滞納整理状況	50～55
	3. 庶務関係	56～57

I 市の概要

1. 位置及び面積

位置: 東経139度28分17秒 北緯35度45分05秒
 面積: 17.17km²

2. 市制

昭和39年4月

3. 市の形態

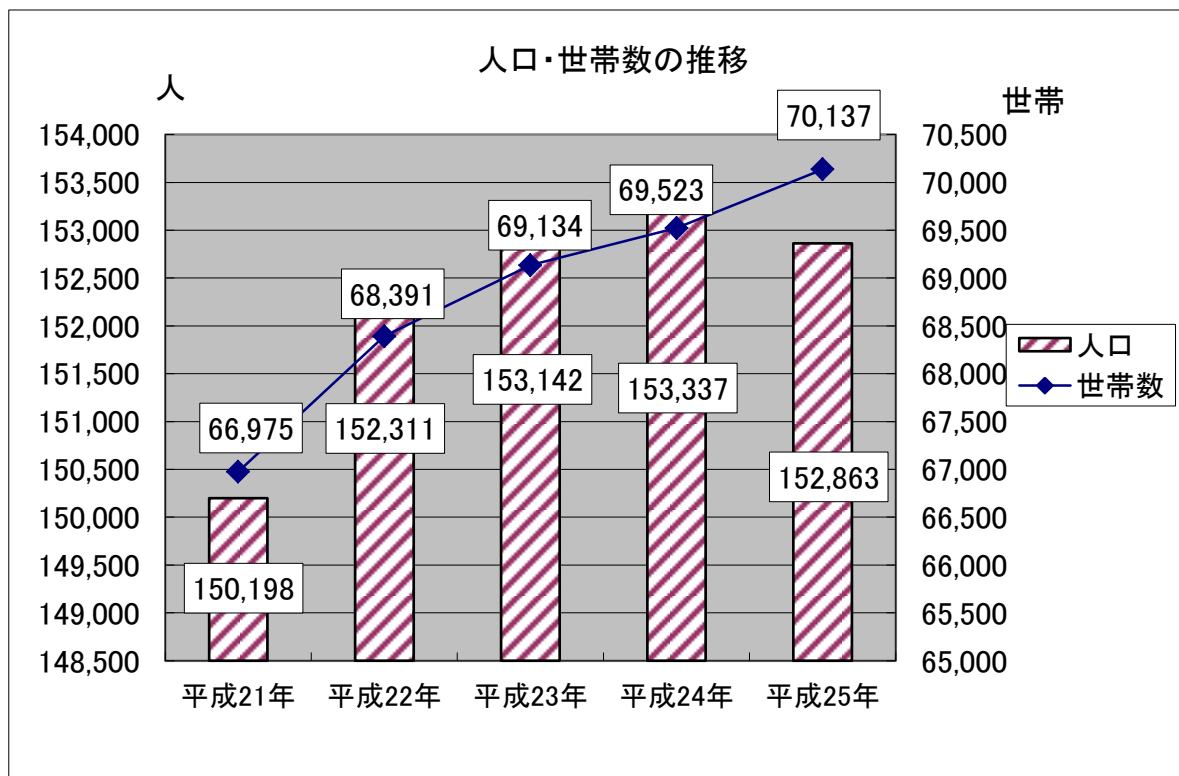
住宅都市

4. 人口の推移

(各年1月1日現在)

年次	人口				世帯数	1世帯当りの人口	人口密度
	総数	男	女	増減			
平成21年	150,198	74,342	75,856	1,858	66,975	2.24	8,748
平成22年	152,311	75,316	76,995	2,113	68,391	2.23	8,871
平成23年	153,142	75,652	77,490	831	69,134	2.22	8,919
平成24年	153,337	75,636	77,701	195	69,523	2.21	8,931
平成25年	152,863	75,250	77,613	▲474	70,137	2.18	8,903

※ 人口密度: 1km²あたりの人口



II 財政

1. 一般会計決算(平成20～24年度決算)

歳入

款 別	平成20年度			平成21年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
総 額	45,231,377,461	100.0	104.4	45,660,101,297	100.0	100.9
(1) 市 税	20,452,964,686	45.2	99.3	20,271,089,866	44.4	99.1
(2) 地 方 譲 与 税	282,971,000	0.6	96.3	267,626,266	0.6	94.6
(3) 利 子 割 交 付 金	181,132,000	0.4	79.4	140,125,000	0.3	77.4
(4) 配 当 割 交 付 金	52,790,000	0.1	46.9	42,457,000	0.1	80.4
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,312,000	0.0	23.7	18,068,000	0.0	98.7
(6) 地 方 消 費 税 交 付 金	1,319,034,000	2.9	94.4	1,404,727,000	3.1	106.5
(7) 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(8) 自 動 車 取 得 税 交 付 金	282,038,000	0.6	91.7	137,344,000	0.3	48.7
(9) 地 方 特 例 交 付 金	301,227,000	0.7	272.0	270,921,000	0.6	89.9
(10) 地 方 交 付 税	2,511,988,000	5.6	111.3	2,844,803,000	6.2	113.2
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,157,000	0.0	89.4	22,532,000	0.0	101.7
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	319,270,763	0.7	83.0	327,614,419	0.7	102.6
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	1,178,288,960	2.6	106.1	1,138,993,838	2.5	96.7
(14) 国 庫 支 出 金	6,104,015,579	13.5	112.9	8,902,055,546	19.5	145.8
(15) 都 支 出 金	5,881,346,719	13.0	110.1	5,821,658,814	12.7	99.0
(16) 財 産 収 入	134,460,979	0.3	57.7	71,037,300	0.2	52.8
(17) 寄 附 金	43,026,787	0.1	49.9	11,166,843	0.0	26.0
(18) 繰 入 金	841,619,809	1.9	61.1	482,431,824	1.1	57.3
(19) 繰 越 金	221,864,896	0.5	65.0	343,073,912	0.8	154.6
(20) 諸 収 入	572,319,283	1.3	159.6	419,952,669	0.9	73.4
(21) 市 債	4,510,550,000	10.0	138.1	2,722,423,000	6.0	60.4

歳出

款 別	平成20年度			平成21年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
総 額	44,388,303,549	100.0	103.4	44,461,294,686	100.0	100.2
(1) 議 会 費	332,568,938	0.7	96.7	327,305,943	0.7	98.4
(2) 総 務 費	5,373,198,924	12.1	109.4	7,903,977,664	17.8	147.1
(3) 民 生 費	18,369,831,891	41.4	100.0	19,090,763,446	42.9	103.9
(4) 衛 生 費	3,253,688,041	7.3	94.6	3,128,311,447	7.0	96.1
(5) 労 働 費	26,024,000	0.1	92.8	19,253,977	0.0	74.0
(6) 農 林 業 費	109,682,136	0.2	148.6	81,624,532	0.2	74.4
(7) 商 工 費	112,214,567	0.3	93.9	116,501,818	0.3	103.8
(8) 土 木 費	5,707,615,969	12.9	134.2	3,181,009,819	7.2	55.7
(9) 消 防 費	1,749,882,551	3.9	97.2	1,817,606,340	4.1	103.9
(10) 教 育 費	4,889,385,574	11.0	91.0	4,982,650,454	11.2	101.9
(11) 公 債 費	4,426,974,404	10.0	106.3	3,783,120,314	8.5	85.5
(12) 諸 支 出 金	37,236,554	0.1	67.0	29,168,932	0.1	78.3
(13) 予 備 費	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

(単位:円・%)

平成22年度			平成23年度			平成24年度		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
48,102,072,768	100.0	105.3	49,650,349,645	100.0	103.2	50,746,082,426	100.0	102.2
19,993,567,600	41.6	98.6	20,008,759,733	40.3	100.1	20,194,730,477	39.8	100.9
264,392,188	0.5	98.8	258,088,318	0.5	97.6	242,907,335	0.5	94.1
140,594,000	0.3	100.3	132,433,000	0.3	94.2	128,360,000	0.3	96.9
53,092,000	0.1	125.0	59,081,000	0.1	111.3	64,968,000	0.1	110.0
16,388,000	0.0	90.7	13,191,000	0.0	80.5	16,722,000	0.0	126.8
1,402,314,000	2.9	99.8	1,399,863,000	2.8	99.8	1,409,343,000	2.8	100.7
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
156,985,000	0.3	114.3	129,103,000	0.3	82.2	146,844,000	0.3	113.7
274,265,000	0.6	101.2	261,954,000	0.5	95.5	146,671,000	0.3	56.0
3,788,318,000	7.9	133.2	4,055,933,000	8.2	107.1	4,274,458,000	8.4	105.4
21,687,000	0.0	96.2	21,349,000	0.0	98.4	21,522,000	0.0	100.8
333,794,114	0.7	101.9	343,833,991	0.7	103.0	394,255,088	0.8	114.7
1,121,193,546	2.3	98.4	1,099,273,108	2.2	98.0	1,072,949,470	2.1	97.6
7,745,249,636	16.1	87.0	8,784,214,873	17.7	113.4	8,547,272,315	16.8	97.3
6,634,437,246	13.8	114.0	6,979,869,948	14.1	105.2	6,980,091,539	13.8	100.0
84,978,778	0.2	119.6	91,581,619	0.2	107.8	63,610,140	0.1	69.5
33,682,054	0.1	301.6	2,385,457	0.0	7.1	27,729,633	0.1	1,162.4
430,606,073	0.9	89.3	320,598,311	0.6	74.5	2,208,153,996	4.4	688.8
583,806,611	1.2	170.2	421,080,916	0.8	72.1	553,686,850	1.1	131.5
444,008,922	0.9	105.7	625,644,371	1.3	140.9	814,237,583	1.6	130.1
4,578,713,000	9.5	168.2	4,642,112,000	9.3	101.4	3,437,570,000	6.8	74.1

(単位:円・%)

平成22年度			平成23年度			平成24年度		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
47,260,991,852	100.0	106.3	48,096,662,795	100.0	101.8	49,739,852,924	100.0	103.4
318,395,369	0.7	97.3	422,979,665	0.9	132.8	379,138,264	0.8	89.6
6,395,474,424	13.5	80.9	5,289,584,230	11.0	82.7	7,036,250,339	14.1	133.0
22,714,224,545	48.1	119.0	23,432,937,057	48.7	103.2	24,208,097,573	48.7	103.3
4,110,521,014	8.7	131.4	4,290,807,316	8.9	104.4	3,393,965,703	6.8	79.1
18,208,378	0.0	94.6	19,199,691	0.0	105.4	19,494,000	0.0	101.5
90,936,626	0.2	111.4	85,280,829	0.2	93.8	64,370,998	0.1	75.5
116,656,338	0.2	100.1	130,029,761	0.3	111.5	112,110,601	0.2	86.2
3,006,300,506	6.4	94.5	2,946,069,292	6.1	98.0	3,444,413,588	6.9	116.9
1,763,575,196	3.7	97.0	1,799,835,611	3.7	102.1	1,819,330,744	3.7	101.1
4,848,645,659	10.3	97.3	5,862,517,304	12.2	120.9	5,320,281,861	10.7	90.8
3,848,409,051	8.1	101.7	3,771,186,180	7.8	98.0	3,894,594,855	7.8	103.3
29,644,746	0.1	101.6	46,235,859	0.1	156.0	47,804,398	0.1	103.4
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0

2. 一般会計当初予算(平成20～24年度予算)

歳入

款 別	平成20年度			平成21年度		
	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
総 額	44,318,859	100.0	104.1	43,206,484	100.0	97.5
(1) 市 税	20,781,966	46.9	101.3	20,710,731	47.9	99.7
(2) 地 方 譲 与 税	287,526	0.6	99.4	264,829	0.6	92.1
(3) 利 子 割 交 付 金	265,651	0.6	162.0	155,571	0.4	58.6
(4) 配 当 割 交 付 金	140,620	0.3	147.7	54,212	0.1	38.6
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	84,238	0.2	79.3	20,921	0.0	24.8
(6) 地 方 消 費 税 交 付 金	1,343,146	3.0	96.1	1,508,955	3.5	112.3
(7) 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
(8) 自 動 車 取 得 税 交 付 金	306,429	0.7	86.3	208,201	0.5	67.9
(9) 地 方 特 例 交 付 金	190,729	0.4	93.6	298,928	0.7	156.7
(10) 地 方 交 付 税	2,257,000	5.1	91.3	2,542,457	5.9	112.6
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,000	0.1	96.0	24,000	0.1	100.0
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	386,255	0.9	108.1	314,253	0.7	81.4
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	1,108,911	2.5	96.9	1,162,751	2.7	104.9
(14) 国 庫 支 出 金	5,982,178	13.5	110.9	5,776,458	13.4	96.6
(15) 都 支 出 金	5,496,727	12.4	105.2	5,479,008	12.7	99.7
(16) 財 産 収 入	378,670	0.9	155.8	278,650	0.6	73.6
(17) 寄 附 金	201	0.0	100.0	202	0.0	100.5
(18) 繰 入 金	911,999	2.1	118.6	443,243	1.0	48.6
(19) 繰 越 金	100,000	0.2	100.0	50,000	0.1	50.0
(20) 諸 収 入	267,113	0.6	127.4	211,138	0.5	79.0
(21) 市 債	4,005,500	9.0	114.1	3,701,976	8.6	92.4

歳出

款 別	平成20年度			平成21年度		
	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
総 額	44,318,859	100.0	104.1	43,206,484	100.0	97.5
(1) 議 会 費	352,853	0.8	99.2	334,778	0.8	94.9
(2) 総 務 費	4,559,963	10.3	98.1	4,527,693	10.5	99.3
(3) 民 生 費	18,403,340	41.5	106.5	19,494,622	45.1	105.9
(4) 衛 生 費	3,242,405	7.3	93.1	4,023,972	9.3	124.1
(5) 労 働 費	26,024	0.1	92.7	19,409	0.0	74.6
(6) 農 林 業 費	107,154	0.2	143.6	73,593	0.2	68.7
(7) 商 工 費	116,551	0.3	91.6	124,005	0.3	106.4
(8) 土 木 費	6,473,279	14.6	124.8	3,504,436	8.1	54.1
(9) 消 防 費	1,839,614	4.2	99.1	1,850,271	4.3	100.6
(10) 教 育 費	5,039,555	11.4	94.9	5,343,310	12.4	106.0
(11) 公 債 費	4,131,161	9.3	98.5	3,818,223	8.8	92.4
(12) 諸 支 出 金	372	0.0	53.2	61,240	0.1	16,462.4
(13) 予 備 費	26,588	0.1	84.7	30,932	0.1	116.3

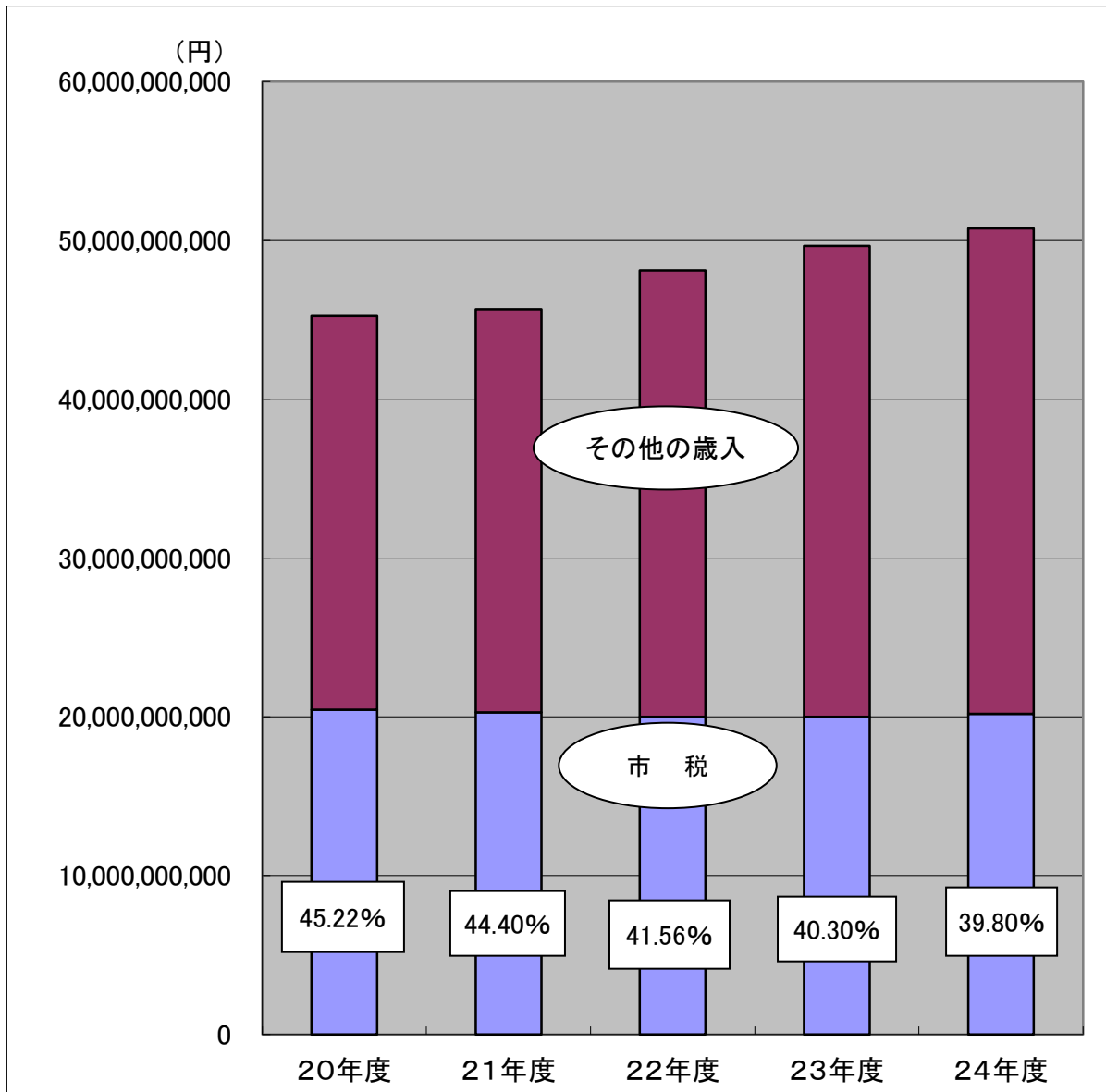
(単位:千円・%)

平成22年度			平成23年度			平成24年度		
当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
46,052,703	100.0	106.6	48,479,481	100.0	105.3	47,930,450	100.0	98.9
20,013,350	43.5	96.6	20,118,205	41.5	100.5	19,937,702	41.6	99.1
253,504	0.6	95.7	243,334	0.5	96.0	257,862	0.5	106.0
106,265	0.2	68.3	127,358	0.3	119.8	126,410	0.3	99.3
38,681	0.1	71.4	47,459	0.1	122.7	61,624	0.1	129.8
22,522	0.0	107.7	31,263	0.1	138.8	12,428	0.0	39.8
1,338,112	2.9	88.7	1,345,998	2.8	100.6	1,449,496	3.0	107.7
0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
100,607	0.2	48.3	151,689	0.3	150.8	159,730	0.3	105.3
302,779	0.7	101.3	294,513	0.6	97.3	86,183	0.2	29.3
2,942,000	6.4	115.7	3,743,500	7.7	127.2	4,044,000	8.4	108.0
24,000	0.1	100.0	24,000	0.0	100.0	24,000	0.1	100.0
326,845	0.7	104.0	328,271	0.7	100.4	391,477	0.8	119.3
1,127,494	2.4	97.0	1,089,604	2.2	96.6	1,057,240	2.2	97.0
7,687,352	16.7	133.1	8,549,134	17.6	111.2	8,478,449	17.7	99.2
6,174,559	13.4	112.7	6,576,350	13.6	106.5	6,876,574	14.3	104.6
234,503	0.5	84.2	240,961	0.5	102.8	239,866	0.5	99.5
202	0.0	100.0	202	0.0	100.0	202	0.0	100.0
396,590	0.9	89.5	406,451	0.8	102.5	269,112	0.6	66.2
50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0	50,000	0.1	100.0
395,238	0.9	187.2	451,989	0.9	114.4	533,195	1.1	118.0
4,518,100	9.8	122.0	4,659,200	9.6	103.1	3,874,900	8.1	83.2

(単位:千円・%)

平成22年度			平成23年度			平成24年度		
当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比	当初予算額	構成比	前年比
46,052,703	100.0	106.6	48,479,481	100.0	105.3	47,930,450	100.0	98.9
331,713	0.7	99.1	325,631	0.7	98.2	385,139	0.8	118.3
4,960,722	10.8	109.6	4,980,373	10.3	100.4	4,072,876	8.5	81.8
22,263,714	48.3	114.2	23,429,078	48.3	105.2	24,448,934	51.0	104.4
4,102,419	8.9	101.9	4,318,210	8.9	105.3	3,841,555	8.0	89.0
19,112	0.0	98.5	19,374	0.0	101.4	19,494	0.0	100.6
100,151	0.2	136.1	84,948	0.2	84.8	66,244	0.1	78.0
135,411	0.3	109.2	150,863	0.3	111.4	126,841	0.3	84.1
3,540,824	7.7	101.0	3,439,870	7.1	97.1	3,598,640	7.5	104.6
1,711,813	3.7	92.5	1,852,744	3.8	108.2	1,817,829	3.8	98.1
4,924,710	10.7	92.2	5,998,983	12.4	121.8	5,502,260	11.5	91.7
3,878,002	8.4	101.6	3,795,465	7.8	97.9	3,946,294	8.2	104.0
54,078	0.1	88.3	35,617	0.1	65.9	48,968	0.1	137.5
30,034	0.1	97.1	48,325	0.1	160.9	55,376	0.1	114.6

3. 一般会計の歳入額における市税の割合(決算額)



(単位:円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
歳入額	45,231,377,461	45,660,101,297	48,102,072,768	49,650,349,645	50,746,082,426
市税	20,452,964,686	20,271,089,866	19,993,567,600	20,008,759,733	20,194,730,477
その他の歳入	24,778,412,775	25,389,011,431	28,108,505,168	29,641,589,912	30,551,351,949

Ⅲ. 事務関係

1. 税関係部署の事務分掌

<25. 4. 1 現在>

部	課	係	所掌事務
市 民 部	課 税	庶務係	(1) 税制に関すること。 (2) 軽自動車税の賦課及び減免に関すること。 (3) 法人に係る市民税の賦課及び減免に関すること。 (4) 市たばこ税の賦課に関すること。 (5) 諸税に関する証明及び報告に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
		市民税係	(1) 市民税(法人に係る市民税を除く。)、都民税の賦課及び減免に関すること。 (2) 賦課資料の調査に関すること。 (3) 課税台帳等の整理保管に関すること。 (4) 市民税の証明に関すること。
		土地係	(1) 土地の評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税、都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 土地課税台帳及び名寄帳等の整備保管に関すること。 (4) 特別土地保有税の賦課に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金(土地)の報告及び交付請求に関すること。 (6) 土地に係る不動産取得税の報告に関すること。 (7) 固定資産税関係証明(土地)及び課税台帳(土地)の閲覧等に関すること。
		家屋償却資産係	(1) 家屋の評価に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税、都市計画税の賦課及び減免に関すること。 (3) 家屋課税台帳及び家屋調査表等の整備保管に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金(家屋及び償却資産)の報告及び交付請求に関すること。 (5) 家屋に係る不動産取得税の報告に関すること。 (6) 償却資産に関すること。 (7) 償却資産に係る固定資産税の賦課及び減免に関すること。 (8) 償却資産課税台帳の整備保管に関すること。 (9) 固定資産税関係証明(家屋)及び課税台帳(家屋及び償却資産)の閲覧等に関すること。
		システム担当	(1) 課税課業務のシステムに関すること。 (2) 市民税(法人に係る市民税を除く。)、都民税の賦課及び減免に関すること。
	納 税 課	収納対策係	(1) 徴収対策に関すること。 (2) 現年課税分催告及び財産調査、照会に関すること。 (3) 市税、国民健康保険税の滞納整理及び差押処分に関すること。
		機動整理係	(1) 市税、国民健康保険税の滞納整理及び差押処分に関すること。 (2) 徴収受託に関すること。
		滞納整理係	(1) 滞納処分に係る庶務管理に関すること。 (2) 交付要求及び実態調査、照会等に関すること。 (3) 市税、国民健康保険税の滞納整理及び差押処分に関すること。
		管理係	(1) 市税、国民健康保険税(これらに係る税外収入を含む。以下同じ。)の収納管理及び国有資産税等所在市町村交付金の歳入経理に関すること。 (2) 市税、国民健康保険税の督促、徴収猶予の取扱い及び過誤納金還付充当に関すること。 (3) 市税、国民健康保険税の歳入予算及び決算に関すること。 (4) 市税、国民健康保険税の徴収実績報告及び統計に関すること。 (5) 納税証明に関すること。 (6) 市税、国民健康保険税の口座振替に関すること。 (7) 納税意識の向上に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。

2. 組織図

<25. 8. 1 現在>

市長	副市長	秘書課	秘書係	
		経営政策部	企画政策課	企画政策担当
			行政経営課	総合計画係・行革推進係
			広報広聴課	広報広聴係
			財政課	財政担当
			情報政策課	情報推進担当
				施設再生計画担当
		総務部	総務課	総務・文書係・情報公開係 庁舎管理係・統計係
			人事課	人事係・人材育成係 福利厚生係・安全衛生係
			管財課	管財係・施設営繕係
			契約課	契約係・検査係
			法務課	法務係・法制係
				(固定資産評価審査委員会事務局)
		市民部	市民課	庶務係・市民係・戸籍係 地域サービス窓口係
			市民協働課	協働運営係・計画調整担当
			生活文化課	市民相談係・男女共同参画推進係 多文化共生係
			課税課	庶務係・市民税係・土地係 家屋償却資産係・システム担当
			納税課	収納対策係・機動整理係・滞納整理係 管理係
			産業振興課 (農業委員会事務局)	農産振興係・商工振興係 観光・企業誘致係
			防災安全課	防災係・消防係・計画担当
		健康福祉部	地域福祉推進課	計画担当・調整担当
			生活福祉課	庶務係・保護第1係・保護第2係 相談第1係・相談第2係
			高齢介護課	高齢福祉係・保険料係・認定係・サービス係 地域支援係
			障害支援課	事業係・支援第1係・支援第2係・給付係
			健康課	庶務係・地域保健第1係・地域保健第2係
			保険年金課	国保給付係・国保税係・高齢者医療係 年金係

		子ども家庭部	子ども総務課	地域子育て計画係・育成係		
			子育て支援課	母子保健係・相談支援係・母子保健事務担当		
			子ども育成課	庶務・幼稚園係・保育整備係・保育係 第一保育園・第二保育園・第三保育園 第四保育園・第五保育園・第六保育園 第七保育園		
			児童課	管理係・本町児童館・秋津児童館 栄町児童館・富士見児童館・北山児童館		
		資源循環部	管理課	庶務係		
			ごみ減量推進課	減量指導係		
			施設課	施設係・資源再生係・計画担当		
		都市環境部	都市計画課	計画調整係・開発指導係・土地利用担当		
			用地・事業課	用地係・事業係・基盤整備担当		
			みどりと環境課	環境対策係・みどりの係・公園係		
			道路管理課	路政係・管理係・測量係・維持補修係		
			下水道課	下水道係・工事係		
			まちづくり推進課	計画担当・まちづくり係		
			交通課	公共交通係・交通対策担当		
		会計管理者	会計課	審査係・会計係		
		教育委員会	教育長	教育部	庶務課	庶務係・施設係・環境整備係
					学務課	学務係・保健給食係
					指導室	教職員係・指導係
					主幹	統括指導主事
					教育支援課	特別支援教育係・教育相談係
					社会教育課	生涯学習係・社会教育係
					市民スポーツ課	振興係
					国体推進室	地域事業係・運営係
図書館	運営係・奉仕係・調査資料係 萩山図書館・秋津図書館・廻田図書館 富士見図書館					
公民館	庶務係・事業係 萩山公民館・秋津公民館・富士見公民館 廻田公民館					
	ふるさと歴史館	教育普及係・文化財係・主査				
東村山市議会		議会事務局	議事係・庶務係・調査係			
選挙管理委員会		選挙管理委員会事務局	選挙係			
監査委員		監査委員事務局	監査係・調査係			

IV 市税

1. 市税の税率の推移

税目		区分	課税標準	税 率			
				23年度	24年度	25年度	
市 民 税	個人	均 等 割		3,000円	3,000円	3,000円	
		所 得 割	前年の所得金額	6%	6%	6%	
	法 人	均 等 割	資本金等 の額と従業員 人数による	資本等の金額	均 等 割 額		
					50億円超	3,000,000円	
					10億円超～50億円以下	1,750,000円	
					1億円超～10億円以下	400,000円	
					1千万円超～1億円以下	150,000円	
					1千万円以下	120,000円	
					50人超	10億円超	410,000円
					1億円超～10億円以下	160,000円	
					1千万円超～1億円以下	130,000円	
					1千万円以下	50,000円	
	法人税割	法人税額	資本金1億円以上	14.70%			
			資本金1億円未満	12.30%			
固 定 資 産 税			固定資産価格	1.40%	1.40%	1.40%	
軽 自 動 車 税	原自 動 機 付車	第1種(50cc以下)		1 台 に つ き	1,000円	1,000円	1,000円
		第1種(ミニカー)			2,500円	2,500円	2,500円
		第2種(乙)(90cc以下)			1,200円	1,200円	1,200円
		第2種(甲)(125cc以下)			1,600円	1,600円	1,600円
	軽 自 動 車	二 輪			2,400円	2,400円	2,400円
		三 輪			3,100円	3,100円	3,100円
	四 輪	乗 用	自家用		7,200円	7,200円	7,200円
			営業用		5,500円	5,500円	5,500円
		貨 物	自家用		4,000円	4,000円	4,000円
			営業用		3,000円	3,000円	3,000円
	小特自 動 型 殊車	農 耕 作 業 用			1,600円	1,600円	1,600円
そ の 他		4,700円	4,700円	4,700円			
二 輪 の 小 型 自 動 車			4,000円	4,000円	4,000円		
市 た ば こ 税			売り渡し等をした 製造たばこの本 数	平成25.3.31まで	その他	4,618円/千本	
				平成25.4.1以降	旧3級品	2,190円/千本	
					その他	5,262円/千本	
					旧3級品	2,495円/千本	
特 別 土 地 保 有 税 (平成15年度より新たな課税を停止)			保 有 分	1.40%	1.40%	1.40%	
			取 得 分	3.00%	3.00%	3.00%	
都 市 計 画 税			土地・家屋の価格	0.27%	0.29%	0.29%	

〔別表〕

個人市民税の所得割税率

(昭和60～62年度)

課税標準額の段階	市民税率
20万円 以下の金額	2.5%
20万円 を超える金額	3%
45万円 "	4%
70万円 "	5%
95万円 "	6%
120万円 "	7%
220万円 "	8%
370万円 "	9%
570万円 "	10%
950万円 "	11%
1,900万円 "	12%
2,900万円 "	13%
4,900万円 "	14%

(昭和63年度)

課税標準額の段階	市民税率
60万円 以下の金額	3%
60万円 を超える金額	5%
130万円 "	7%
260万円 "	8%
460万円 "	10%
950万円 "	11%
1,900万円 "	12%

(平成元・2年度)

課税標準額の段階	市民税率
120万円 以下の金額	3%
120万円 を超え 500万円 以下の金額	8%
500万円 を超える金額	11%

(平成3～6年度)

課税標準額の段階	市民税率
160万円 以下の金額	3%
160万円 を超える金額	8%
550万円 "	11%

(平成7・8年度)

課税標準額の段階	市民税率
200万円 以下の金額	3%
200万円 を超える金額	8%
700万円 "	11%

(平成9・10年度)

課税標準額の段階	市民税率
200万円 以下の金額	3%
200万円 を超える金額	8%
700万円 "	12%

(平成11～18年度)

課税標準額の段階	市民税率
200万円 以下の金額	3%
200万円 を超える金額	8%
700万円 "	10%

(平成19年度～)

課税標準額の段階	市民税率
一律	6%

※ 個人市民税は、個人都民税(均等割 1,000円,所得割 4%)と併せて徴収する仕組みとなっています。

2. 市税の予算・調定・収入等の推移

(単位:円)

20 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,471,011,000	11,307,760,903	10,500,282,365	72,281,823	740,848,876
	固定資産税	7,623,031,000	8,068,924,015	7,650,509,036	30,478,764	389,128,085
	軽自動車税	79,290,000	91,412,400	79,793,000	954,100	10,705,300
	市たばこ税	645,640,000	642,506,858	642,506,858	0	0
	都市計画税	1,575,672,000	1,678,209,048	1,579,873,427	7,479,686	91,131,665
	合計	20,394,644,000	21,788,813,224	20,452,964,686	111,194,373	1,231,813,926
	前年比	98.92%	100.03%	99.28%	163.56%	109.63%

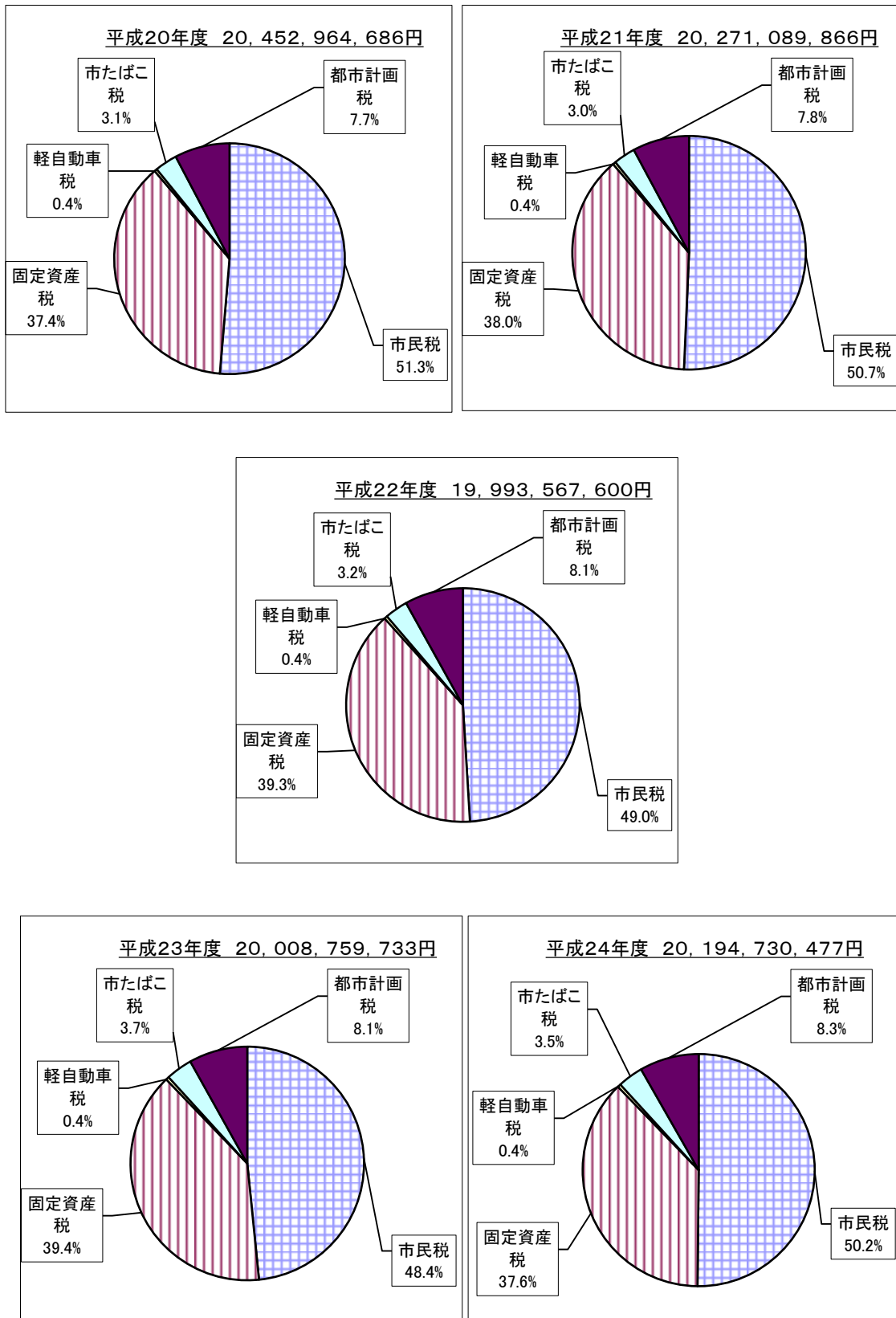
21 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,281,307,000	11,173,180,677	10,277,163,532	76,976,044	822,784,909
	固定資産税	7,699,029,000	8,149,919,386	7,708,462,456	33,424,545	408,243,372
	軽自動車税	83,195,000	95,802,300	83,334,700	2,373,300	10,162,700
	市たばこ税	612,525,000	612,027,780	612,027,780	0	0
	都市計画税	1,589,500,000	1,692,742,864	1,590,101,398	7,902,506	94,787,673
	合計	20,265,556,000	21,723,673,007	20,271,089,866	120,676,395	1,335,978,654
	前年比	99.37%	99.70%	99.11%	108.53%	108.46%

22 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	9,910,264,000	10,698,278,045	9,803,852,903	90,245,778	806,274,991
	固定資産税	7,814,143,000	8,274,916,241	7,850,651,920	49,429,846	375,481,487
	軽自動車税	84,936,000	97,297,100	85,349,241	1,899,300	10,089,159
	市たばこ税	589,273,000	635,942,270	635,650,558	0	291,712
	都市計画税	1,614,734,000	1,715,062,604	1,618,062,978	11,728,858	85,419,756
	合計	20,013,350,000	21,421,496,260	19,993,567,600	153,303,782	1,277,557,105
	前年比	98.76%	98.61%	98.63%	127.04%	95.63%

23 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	9,650,512,000	10,498,534,481	9,683,465,768	110,865,109	709,157,039
	固定資産税	7,874,484,000	8,220,158,470	7,882,515,045	29,546,375	308,894,815
	軽自動車税	87,917,000	99,006,159	88,454,891	1,732,200	8,884,668
	市たばこ税	749,241,000	731,840,672	731,840,672	0	0
	都市計画税	1,620,069,000	1,699,702,773	1,622,483,357	6,878,544	70,523,784
	合計	19,982,223,000	21,249,242,555	20,008,759,733	149,022,228	1,097,460,306
	前年比	99.84%	99.20%	100.08%	97.21%	85.90%

24 年度		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	市民税	10,090,805,000	10,853,996,344	10,130,507,871	143,029,682	583,324,506
	固定資産税	7,569,617,000	7,871,920,927	7,591,612,824	31,433,068	249,553,059
	軽自動車税	89,710,000	99,303,168	90,063,435	1,965,599	7,365,534
	市たばこ税	728,547,000	712,432,200	712,432,200	0	0
	都市計画税	1,665,129,000	1,735,985,872	1,670,114,147	7,316,741	58,719,360
	合計	20,143,808,000	21,273,638,511	20,194,730,477	183,745,090	898,962,459
	前年比	100.81%	100.11%	100.93%	123.30%	81.91%

3. 市税の構成(決算)



※ 各年度歳入歳出決算書による

4. 市民一人当たりの市税

平成24年度 市税決算額(一人当たり額) (26市)

都市	住基人口 25.3.31現在 人	市民税				固定資産税	順位
		個人	順位	法人	順位		
八王子	562,679	62,928	16	11,506	8	60,581	16
立川	178,127	67,580	15	30,861	1	89,887	2
武蔵野	139,535	110,599	1	19,397	2	106,171	1
三鷹	179,938	89,596	3	9,574	11	70,805	8
青梅	138,431	56,956	24	9,103	14	61,122	15
府中	252,004	74,417	8	12,911	6	82,442	5
昭島	112,932	60,612	20	9,307	13	71,724	6
調布	223,220	81,650	6	16,956	3	69,458	9
町田	426,205	69,570	12	8,523	15	58,260	19
小金井	116,445	86,723	5	6,090	19	58,754	18
小平	185,320	69,326	13	12,807	7	61,308	14
日野	178,543	68,563	14	13,299	5	61,738	13
国分寺	118,190	87,020	4	7,324	17	64,887	10
国立	74,381	89,645	2	9,635	10	71,232	7
福生	59,055	57,425	22	5,885	20	52,061	23
狛江	77,209	76,227	7	4,344	25	49,916	24
東大和	84,671	59,439	21	6,538	18	58,873	17
清瀬	74,010	57,072	23	3,413	26	45,826	26
東久留米	116,015	62,259	17	4,919	24	52,845	22
武蔵村山	71,975	48,158	26	7,366	16	62,021	12
多摩	145,950	70,381	11	15,918	4	84,874	3
稲城	85,841	73,595	9	5,727	21	64,085	11
羽村	57,133	60,641	19	9,776	9	84,269	4
あきる野	81,804	53,938	25	4,978	23	52,957	21
西東京	197,447	71,600	10	9,401	12	54,672	20
東村山	152,468	61,051	18	5,392	22	49,792	25
合計	4,089,528						
26市平均	157,290	70,823		11,119		65,739	

※ 平成24年度決算統計資料による。

※ 八王子、武蔵野、三鷹、青梅、調布、町田、あきる野市は
その他の税(事業所税、入湯税等)が合計に含まれている。

(単位:円)

軽自動車税	順位	市たばこ税	順位	都市計画税	順位	合計	順位
856	6	6,106	9	11,827	15	157,052	15
712	9	7,479	2	15,322	3	211,842	2
253	26	6,914	7	16,846	1	264,451	1
377	24	4,761	21	13,452	8	190,965	4
1,317	2	6,158	8	11,121	21	145,821	19
479	18	5,772	12	12,306	13	188,328	6
764	8	6,928	6	12,735	11	162,069	11
384	23	5,913	11	13,757	7	188,129	7
671	10	5,242	15	10,823	23	155,048	16
344	25	4,365	25	14,494	5	170,771	10
482	17	4,670	24	13,242	9	161,835	13
596	13	4,676	22	11,847	14	160,718	14
387	22	7,100	4	15,060	4	181,779	8
423	19	5,496	14	15,879	2	192,310	3
1,032	5	7,160	3	9,843	24	133,408	23
393	21	4,271	26	11,660	17	146,810	18
840	7	6,060	10	11,200	20	142,950	20
617	11	5,149	18	9,063	26	121,139	26
598	12	5,228	16	11,825	16	137,673	21
1,315	3	6,958	5	11,350	18	137,167	22
524	16	5,617	13	11,330	19	188,644	5
536	15	4,990	19	13,036	10	161,969	12
1,110	4	8,073	1	14,188	6	178,058	9
1,615	1	5,171	17	9,816	25	128,620	25
399	20	4,837	20	12,521	12	153,430	17
591	14	4,673	23	10,954	22	132,452	24
647		5,684		12,460		167,378	

V 個人市民税

1. 個人市民税の概要

個人の都民税と市民税は合わせて「個人住民税」(以下「住民税」と呼ばれています。住民税は、所得金額に関係なく定額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」からなっています。

(1) 納税義務者

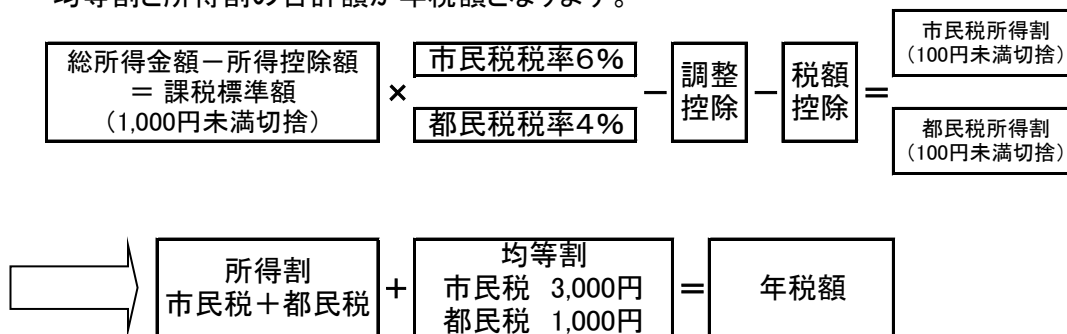
- ① 1月1日現在、当市に住所を有する個人に均等割と所得割が課税されます。
- ② 当市内に住所を有しない個人であっても、当市内に事務所または家屋敷を有する個人には均等割が課税されます。

(2) 税率

- ① 均等割 : 市民税均等割 3,000円 ・ 都民税均等割 1,000円
- ② 所得割 : 市民税税率 6% ・ 都民税税率 4%

(3) 税額の計算(総所得分)

均等割と所得割の合計額が年税額となります。



(4) 所得金額

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債、預貯金の利子など	(収入金額)
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (元本取得のための負債の利子)
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額) - (必要経費)
事業所得	農業、商業など事業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額)
譲渡所得	不動産及び株式等以外の資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
一時所得	クイズの賞金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)
雑所得	他の所得にあてはまらないもの(公的年金、その他)	公的年金・・・(公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額) その他・・・(総収入金額) - (必要経費)

山林所得	山林の伐採や立ち木を売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)
退職所得	退職手当、一時恩給など	{(収入金額) - (退職所得控除額)} × 1/2
土地・建物等の譲渡所得	土地や建物などを譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
株式等の譲渡所得等	株式・転換社債等を譲渡したときの所得	(総収入金額) - (取得原価 + 諸費用等)
先物取引等に係る雑所得	商品先物取引及び有価証券等先物取引による事業所得、雑所得、譲渡所得で一定のもの	(純利益)
上場株式等の配当所得	平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当など	(収入金額) - (元本取得のための負債の利子)

- ※ 退職所得については、原則として他の所得と分離して、退職により所得の発生した年に課税する現年分離課税主義をとっています。
- ※ 株式等の譲渡所得のうち、源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得については、都民税株式等譲渡所得割が特別徴収の方法により徴収されます。都民税株式等譲渡所得割が特別徴収された上場株式等の譲渡所得については、確定申告を行う必要はありません。
- ※ 平成21年以降に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、特別徴収のほか、総合課税(配当控除の適用あり)又は申告分離課税(配当控除の適用なし)を選択することが可能です。ただし、申告する上場株式等の配当等については、その全額について総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一する必要があります。

(5) 所得控除

控除の種類	控除額
雑損控除	(1)か(2)のうち多い額 (1) 損失額 - 総所得金額等 × 10% (2) 災害関連支出の金額 - 50,000円
医療費控除	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - {(総所得金額等 × 5%) 又は 10万円のいずれか低い金額} (控除限度額 200万円)
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額
生命保険料控除	「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」ごとに次のとおり計算します。 (1) 契約日が平成23年12月31日以前契約の「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」に対して支払った保険料の金額が ア 15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ 15,001円～40,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/2 + 7,500円 ウ 40,001円～70,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/4 + 17,500円 エ 70,001円を超える場合……………35,000円 (各々の上限) (2) 契約日が平成24年1月1日以降契約の「一般の生命保険料」・「個人年金保険料」・「介護医療保険料」に対して支払った保険料の金額が ア 12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ 12,001円～32,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/2 + 6,000円 ウ 32,001円～56,000円以下の場合…支払った保険料 × 1/4 + 14,000円 エ 56,001円を超える場合……………28,000円 (各々の上限) (3) 複数の保険料の支払があった場合は次のとおり計算します。 「一般の生命保険料控除額」 + 「個人年金保険料控除額」 + 「介護医療保険料控除額」 (最高限度額 70,000円)

地震保険料控除	(1) 支払った地震保険料の1/2 (上限 25,000円) ※ 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、改正前の損害保険料控除が適用されます。 (2) 支払った長期損害保険料の金額が ア 5,000円以下の場合……支払った保険料の全額 イ 5,001円～15,000円以下の場合……支払った保険料×1/2+2,500円 ウ 15,001円を超える場合……10,000円(旧長期の上限) (3) 両方の保険料の支払があった場合は次のとおり計算します。 (1)+(2) (最高限度額 25,000円)
障害者控除	本人・控除対象配偶者及び扶養親族1人につき……26万円 (特別障害者の場合……30万円) (同居特別障害者の場合……53万円)
寡婦控除	本人が寡婦である場合……26万円 ただし、特定の寡婦(合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する)である場合……30万円
寡夫控除	本人が寡夫である場合……26万円
勤労学生控除	本人が勤労学生である場合……26万円
配偶者控除	(1) 一般の配偶者……33万円 (2) 70歳以上の配偶者……38万円
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下のとき、生計を一にする配偶者(配偶者控除の対象外の配偶者)の所得に応じて、次の区分に応じた金額の控除が受けられます。 ・配偶者の所得金額が ア 380,001円～399,999円以下の場合……33万円 イ 400,000円～449,999円以下の場合……33万円 ウ 450,000円～499,999円以下の場合……31万円 エ 500,000円～549,999円以下の場合……26万円 オ 550,000円～599,999円以下の場合……21万円 カ 600,000円～649,999円以下の場合……16万円 キ 650,000円～699,999円以下の場合……11万円 ク 700,000円～749,999円以下の場合……6万円 ケ 750,000円～759,999円以下の場合……3万円 コ 760,000円を超える場合……0万円
扶養控除	(1) 一般の扶養親族 (16歳以上で下記の(2)(3)以外の扶養親族)……33万円 (2) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満の扶養親族)……45万円 (3) 70歳以上の扶養親族……38万円 (4) 70歳以上の同居の親等……45万円 ※16歳未満の扶養親族は扶養控除(33万円)の対象にはなりません。非課税基準の算定においては人数に含まれます。また障害者の場合、障害者控除の部分については控除が適用されます。
基礎控除	33万円

(6) 調整控除

所得税と住民税の人的控除の差による税負担の増加を調整するための控除で、住民税の所得割が対象となります。

- ・ 住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人の場合、次のア・イのいずれか少ない方の金額の5%(市民税3%・都民税2%)
 - ア 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
 - イ 住民税の合計課税所得金額
- ・ 住民税の合計課税所得金額が200万円超の人の場合、次のアからイを控除した金額の5%(市民税3%・都民税2%)
 - (※ アからイを控除した金額が5万円未満の場合は2,500円)
 - ア 所得税と住民税の人的控除の差の合計額
 - イ 住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した額

(7) 税額控除

税額を算出した後にその税額から差し引く額のこと、配当控除、外国税額控除、住宅借入等特別税額控除、寄附金税額控除(寄附金控除は平成21年度から税額控除に改正)及び配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除があります。

(8) 徴収の方法

- ① 普通徴収 …… 徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいいます。
- ② 特別徴収 …… 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいいます。給与の支払者を特別徴収義務者とする給与からの特別徴収の方法と、公的年金の支払者を特別徴収義務者とする公的年金からの特別徴収の方法(平成21年度から適用)があります。

(9) 住民税の納期

- ① 普通徴収については、6月、8月、10月、翌年1月の4回となります。
- ② 特別徴収については、特別徴収義務者が各月で徴収したものを翌月10日までに納入します。

2. 個人市民税所得割額の推移

年度	種別 区分	納税義務者数		総所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額
		人数(人)	構成比(%)				
21	給与所得者	53,103	79.07	196,184,895	64,466,022	131,718,873	7,901,007
	営業等所得者	2,885	4.30	9,816,593	3,289,733	6,526,860	391,501
	農業所得者	7	0.01	15,215	8,921	6,294	378
	その他の所得者	11,162	16.62	27,616,606	10,414,008	17,209,897	1,032,145
	合計	67,157	100.00	233,633,309	78,178,684	155,461,924	9,325,031
22	給与所得者	53,200	79.19	189,506,660	64,491,972	125,014,688	7,498,761
	営業等所得者	2,613	3.89	8,814,565	2,969,593	5,844,972	350,595
	農業所得者	11	0.02	35,593	13,473	22,120	1,329
	その他の所得者	11,357	16.91	27,949,732	10,665,577	17,284,155	1,036,592
	合計	67,181	100.00	226,306,550	78,140,615	148,165,935	8,887,277
23	給与所得者	52,953	78.91	188,108,370	64,916,709	123,191,661	7,389,377
	営業等所得者	2,553	3.80	8,685,426	2,927,108	5,758,318	345,401
	農業所得者	10	0.01	23,578	11,738	11,840	713
	その他の所得者	11,591	17.27	27,690,244	10,840,300	16,849,944	1,010,524
	合計	67,107	100.00	224,507,618	78,695,855	145,811,763	8,746,015
24	給与所得者	52,877	78.83	186,513,428	59,962,260	126,551,168	7,590,956
	営業等所得者	2,588	3.86	8,565,219	2,693,500	5,871,719	352,200
	農業所得者	7	0.01	17,935	8,202	9,733	584
	その他の所得者	11,609	17.31	27,996,890	10,693,450	17,303,440	1,037,730
	合計	67,081	100.00	223,093,472	73,357,412	149,736,060	8,981,470
25	給与所得者	53,038	78.75	185,320,490	60,631,491	124,688,999	7,479,217
	営業等所得者	2,648	3.93	9,129,516	2,767,959	6,361,557	381,587
	農業所得者	9	0.01	23,393	9,027	14,366	862
	その他の所得者	11,654	17.30	27,403,737	10,817,596	16,586,141	994,700
	合計	67,349	100.00	221,877,136	74,226,073	147,651,063	8,856,366

- ※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。
- ※ この表では分離課税を含まない。
- ※ 寄附金税額控除については平成21年度より項目を設置。

(単位:千円)

調整控除	配当控除	住宅借入金等特別 税額控除	寄附金税 額控除	外国税額 控除	配当割額 の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
							金額	構成比 (%)
110,387	1,526	86,836	1,122	416	261	182	7,700,204	84.84
7,601	59	4,841	92	0	45	9	378,850	4.17
35	0	0	0	0	0	0	340	0.00
30,446	2,831	666	193	1	1,359	75	996,526	10.98
148,469	4,416	92,343	1,407	417	1,665	266	9,075,920	100.00
113,849	1,166	128,181	778	4	887	1,591	7,252,268	84.44
6,974	41	5,736	42	0	74	57	337,629	3.93
45	4	0	0	0	2	0	1,278	0.01
31,180	4,295	904	269	1	1,508	457	997,935	11.62
152,048	5,506	134,821	1,089	5	2,471	2,105	8,589,110	100.00
114,160	1,145	138,019	1,035	318	941	600	7,132,973	84.53
6,862	44	6,316	59	0	44	14	332,049	3.93
47	0	0	0	0	1	1	664	0.01
31,526	2,228	1,033	265	0	2,267	339	972,757	11.53
152,595	3,417	145,368	1,359	318	3,253	954	8,438,443	100.00
98,860	1,633	131,942	8,100	275	1,124	559	7,347,694	84.73
5,820	75	6,738	1,522	0	108	30	337,796	3.90
31	0	47	0	0	0	0	506	0.01
31,660	10,539	1,083	5,266	0	2,507	396	986,174	11.37
136,371	12,247	139,810	14,888	275	3,739	985	8,672,170	100.00
99,350	1,294	131,412	2,359	323	1,034	360	7,242,210	84.55
5,768	65	5,725	276	0	62	15	369,464	4.31
20	0	0	0	0	3	0	839	0.01
31,718	5,294	1,052	876	3	2,718	215	952,726	11.12
136,856	6,653	138,189	3,511	326	3,817	590	8,565,239	100.00

3. 個人市民税課税標準額段階別の所得割推移(所得区分別)

給与所得者

課税標準の段階	区分	22年度				23年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		1,371	821,542	2,279	2	1,422	824,794	2,365	2
10万円を超え100万円以下		12,586	17,487,416	406,961	32	12,779	17,859,770	413,200	32
100万円 " 200万円 "		16,094	39,862,163	1,326,194	82	15,849	39,659,067	1,304,505	82
200万円 " 300万円 "		9,384	35,403,111	1,306,248	139	9,580	36,336,141	1,329,248	139
300万円 " 400万円 "		5,597	28,363,227	1,132,614	202	5,495	27,966,990	1,110,229	202
400万円 " 550万円 "		4,716	30,773,339	1,312,177	278	4,500	29,375,692	1,247,474	277
550万円 " 700万円 "		1,779	14,504,090	650,681	366	1,660	13,623,292	606,666	365
700万円 " 1,000万円 "		1,071	10,935,736	517,642	483	1,054	10,858,167	510,468	484
1,000万円を超える金額		602	11,356,036	597,472	992	614	11,604,457	608,818	992
合計		53,200	189,506,660	7,252,268	136	52,953	188,108,370	7,132,973	135

営業等所得者

課税標準の段階	区分	22年度				23年度			
		納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		157	118,302	276	2	139	104,015	223	2
10万円を超え100万円以下		972	1,485,237	25,921	27	961	1,426,834	25,363	26
100万円 " 200万円 "		641	1,654,762	51,649	81	652	1,717,627	52,229	80
200万円 " 300万円 "		382	1,377,667	52,551	138	338	1,235,169	47,315	140
300万円 " 400万円 "		176	843,984	35,595	202	178	845,979	35,602	200
400万円 " 550万円 "		115	684,590	31,868	277	112	683,196	30,825	275
550万円 " 700万円 "		56	439,911	20,745	370	53	408,006	19,593	370
700万円 " 1,000万円 "		44	436,685	21,399	486	40	389,370	19,464	487
1,000万円を超える金額		70	1,773,427	97,625	1,395	80	1,875,230	101,435	1,268
合計		2,613	8,814,565	337,629	129	2,553	8,685,426	332,049	130

(単位:千円)

24年度				25年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
1,402	778,445	2,329	2	1,422	770,495	2,339	2
12,205	16,020,283	400,467	33	12,465	16,414,603	406,278	33
15,328	37,030,801	1,272,812	83	15,662	37,957,618	1,302,023	83
9,910	36,392,710	1,383,290	140	9,807	36,296,166	1,367,986	139
5,678	28,068,384	1,148,852	202	5,769	28,709,803	1,167,367	202
4,835	30,882,282	1,341,241	277	4,619	29,579,875	1,277,442	277
1,794	14,492,748	655,391	365	1,638	13,277,531	600,361	367
1,115	11,420,985	542,557	487	1,048	10,756,637	509,592	486
610	11,426,790	600,755	985	608	11,557,762	608,822	1,001
52,877	186,513,428	7,347,694	139	53,038	185,320,490	7,242,210	137

(単位:千円)

24年度				25年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
138	108,555	221	2	155	119,081	273	2
895	1,246,137	23,718	27	849	1,206,610	23,301	27
655	1,628,036	52,681	80	703	1,715,564	57,880	82
408	1,436,333	56,144	138	380	1,362,049	52,986	139
186	864,822	37,683	203	209	950,089	41,827	200
134	775,171	36,188	270	161	939,283	44,238	275
56	416,438	20,323	363	62	482,627	22,963	370
41	403,149	19,508	476	47	470,457	23,561	501
75	1,686,578	91,330	1,218	82	1,883,756	102,435	1,249
2,588	8,565,219	337,796	131	2,648	9,129,516	369,464	140

農業所得者

課税標準の段階	22年度				23年度				
	区分	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		0	0	0	0	1	1,219	1	1
10万円を超え100万円以下		6	11,785	174	29	5	8,367	132	26
100万円 " 200万円 "		1	2,039	66	66	2	6,488	182	91
200万円 " 300万円 "		2	6,839	295	148	1	2,945	150	150
300万円 " 400万円 "		0	0	0	0	1	4,559	199	199
400万円 " 550万円 "		1	7,186	303	303	0	0	0	0
550万円 " 700万円 "		0	0	0	0	0	0	0	0
700万円 " 1,000万円 "		1	7,744	440	440	0	0	0	0
1,000万円を超える金額		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		11	35,593	1,278	116	10	23,578	664	66

その他所得者

課税標準の段階	22年度				23年度				
	区分	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額		495	371,117	884	2	533	425,283	943	2
10万円を超え100万円以下		5,586	8,022,723	167,189	30	5,833	8,286,959	172,997	30
100万円 " 200万円 "		3,448	7,950,034	272,740	79	3,420	7,873,740	270,701	79
200万円 " 300万円 "		923	3,215,873	131,515	142	881	3,068,694	124,672	142
300万円 " 400万円 "		333	1,524,355	67,607	203	345	1,586,233	69,758	202
400万円 " 550万円 "		202	1,202,179	56,106	278	202	1,191,937	55,822	276
550万円 " 700万円 "		95	716,387	34,957	368	110	830,171	40,268	366
700万円 " 1,000万円 "		110	1,077,600	54,809	498	110	1,088,693	54,304	494
1,000万円を超える金額		165	3,869,464	212,128	1,286	157	3,338,534	183,292	1,167
合計		11,357	27,949,732	997,935	88	11,591	27,690,244	972,757	84

(単位:千円)

24年度				25年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
0	0	0	0	0	0	0	0
2	3,034	63	32	5	5,661	147	29
4	11,187	332	83	2	5,034	177	89
1	3,714	111	111	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	2	12,698	515	258
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
7	17,935	506	72	9	23,393	839	93

(単位:千円)

24年度				25年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
559	434,760	985	2	573	472,516	1,028	2
6,031	8,520,531	178,448	30	6,221	8,748,636	183,114	29
3,268	7,482,812	256,876	79	3,168	7,319,064	250,127	79
872	3,043,455	122,695	141	838	2,940,832	119,123	142
314	1,431,222	62,722	200	300	1,381,410	60,430	201
203	1,201,415	55,802	275	195	1,145,792	54,040	277
102	765,890	37,378	366	95	708,951	34,765	366
123	1,219,953	61,016	496	111	1,103,019	55,005	496
137	3,896,852	210,252	1,535	153	3,583,517	195,094	1,275
11,609	27,996,890	986,174	85	11,654	27,403,737	952,726	82

合計

課税標準の段階	22年度				23年度			
	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
10万円以下の金額	2,023	1,310,961	3,439	2	2,095	1,355,311	3,532	2
10万円を超え100万円以下	19,150	27,007,161	600,245	31	19,578	27,581,930	611,692	31
100万円 " 200万円 "	20,184	49,468,998	1,650,649	82	19,923	49,256,922	1,627,617	82
200万円 " 300万円 "	10,691	40,003,490	1,490,609	139	10,800	40,642,949	1,501,385	139
300万円 " 400万円 "	6,106	30,731,566	1,235,816	202	6,019	30,403,761	1,215,788	202
400万円 " 550万円 "	5,034	32,667,294	1,400,454	278	4,814	31,250,825	1,334,121	277
550万円 " 700万円 "	1,930	15,660,388	706,383	366	1,823	14,861,469	666,527	366
700万円 " 1,000万円 "	1,226	12,457,765	594,290	485	1,204	12,336,230	584,236	485
1,000万円を超える金額	837	16,998,927	907,225	1,084	851	16,818,221	893,545	1,050
合計	67,181	226,306,550	8,589,110	128	67,107	224,507,618	8,438,443	126

4. 個人市民税課税標準額段階別の均等割推移(所得区分別)

(単位:千円)

課税標準の段階	22年度		23年度		24年度		25年度	
	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額	納税義務者 (人)	均等割税額
給与所得者	54,490	163,470	54,233	162,699	54,122	162,366	54,335	163,005
営業所得者	2,936	8,808	2,868	8,604	2,858	8,574	2,921	8,763
農業所得者	12	36	10	30	10	30	9	27
その他の所得者	12,554	37,662	12,915	38,745	12,943	38,829	13,133	39,399
家屋敷のみ	109	327	121	363	129	387	97	291
合計	70,101	210,303	70,147	210,441	70,062	210,186	70,495	211,485

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

(単位:千円)

24年度				25年度			
納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額	納税義務者 (人)	総所得	所得割税額	一人当たり 税額
2,099	1,321,760	3,535	2	2,150	1,362,092	3,640	2
19,133	25,789,985	602,696	32	19,540	26,375,510	612,840	31
19,255	46,152,836	1,582,701	82	19,535	46,997,280	1,610,207	82
11,191	40,876,212	1,562,240	140	11,025	40,599,047	1,540,095	140
6,178	30,364,428	1,249,257	202	6,278	31,041,302	1,269,624	202
5,172	32,858,868	1,433,231	277	4,977	31,677,648	1,376,235	277
1,952	15,675,076	713,092	365	1,795	14,469,109	658,089	367
1,279	13,044,087	623,081	487	1,206	12,330,113	588,158	488
822	17,010,220	902,337	1,098	843	17,025,035	906,351	1,075
67,081	223,093,472	8,672,170	129	67,349	221,877,136	8,565,239	127

5. 個人市民税課税標準段階別の推移(年度別)

22年度分		総人口数	152,311	世帯数	68,391
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,023	3.01	1,310,961	1,210,247
	10万円を超え100万円以下	19,150	28.51	27,007,161	15,990,404
	100万円 " 200万円 "	20,184	30.04	49,468,998	20,149,837
	200万円 " 300万円 "	10,691	15.91	40,003,490	13,812,102
	300万円 " 400万円 "	6,106	9.09	30,731,566	9,684,455
	400万円 " 550万円 "	5,034	7.49	32,667,294	9,175,958
	550万円 " 700万円 "	1,930	2.87	15,660,388	3,830,950
	700万円 " 1,000万円 "	1,226	1.82	12,457,765	2,514,794
	1,000万円を超える金額	837	1.25	16,998,927	1,771,868
	合計	67,181	100.00	226,306,550	78,140,615
参考	前年比			96.86%	99.95%
	納税義務者一人当たり			3,369	1,163
	市民一人当たり			1,486	513
	一世帯当たり			3,309	1,143

23年度分		総人口数	153,142	世帯数	69,134
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,095	3.12	1,355,311	1,251,249
	10万円を超え100万円以下	19,578	29.17	27,581,930	16,324,693
	100万円 " 200万円 "	19,923	29.69	49,256,922	20,283,581
	200万円 " 300万円 "	10,800	16.09	40,642,949	14,201,515
	300万円 " 400万円 "	6,019	8.97	30,403,761	9,648,960
	400万円 " 550万円 "	4,814	7.17	31,250,825	8,873,045
	550万円 " 700万円 "	1,823	2.72	14,861,469	3,693,887
	700万円 " 1,000万円 "	1,204	1.79	12,336,230	2,556,249
	1,000万円を超える金額	851	1.27	16,818,221	1,862,676
	合計	67,107	100.00	224,507,618	78,695,855
参考	前年比			99.21%	100.71%
	納税義務者一人当たり			3,346	1,173
	市民一人当たり			1,466	514
	一世帯当たり			3,247	1,138

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
100,714	5,962	2,516	2	0	3,439	0.04
11,016,757	660,249	59,360	333	194	600,245	6.99
29,319,161	1,758,339	106,824	715	151	1,650,649	19.22
26,191,388	1,571,052	79,769	392	282	1,490,609	17.35
21,047,111	1,262,585	26,426	222	121	1,235,816	14.39
23,491,336	1,409,280	8,430	170	226	1,400,454	16.30
11,829,438	709,688	3,154	89	62	706,383	8.22
9,942,971	596,530	2,081	129	30	594,290	6.92
15,227,059	913,592	4,909	419	1,039	907,225	10.56
148,165,935	8,887,277	293,469	2,471	2,105	8,589,110	100.00
95.31%	95.31%	118.79%	236.98%		94.64%	
2,205	132	4	0.04	0.03	128	
973	58	2	0.02	0.01	56	
2,166	130	4	0.04	0.03	126	

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
104,062	6,157	2,593	4	2	3,532	0.04
11,257,237	674,653	62,156	388	135	611,692	7.25
28,973,341	1,737,595	109,095	801	82	1,627,617	19.29
26,441,434	1,586,046	83,974	504	183	1,501,385	17.79
20,754,801	1,245,050	28,656	419	187	1,215,788	14.41
22,377,780	1,342,477	8,151	150	55	1,334,121	15.81
11,167,582	669,986	3,129	289	41	666,527	7.90
9,779,981	586,753	2,194	209	114	584,236	6.92
14,955,545	897,298	3,109	489	155	893,545	10.59
145,811,763	8,746,015	303,057	3,253	954	8,438,443	100.00
98.41%	98.41%	103.27%	91.94%		98.25%	
2,173	130	5	0.05	0.01	126	
952	57	2	0.02	0.01	55	
2,109	127	4	0.05	0.01	122	

24年度分 総人口数 153,337 世帯数 69,523

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,099	3.13	1,321,760	1,217,988
	10万円を超え100万円以下	19,133	28.52	25,789,985	14,798,234
	100万円 " 200万円 "	19,255	28.70	46,152,836	18,099,616
	200万円 " 300万円 "	11,191	16.68	40,876,212	13,405,217
	300万円 " 400万円 "	6,178	9.21	30,364,428	9,025,262
	400万円 " 550万円 "	5,172	7.71	32,858,868	8,788,536
	550万円 " 700万円 "	1,952	2.91	15,675,076	3,712,709
	700万円 " 1,000万円 "	1,279	1.91	13,044,087	2,593,430
	1,000万円を超える金額	822	1.23	17,010,220	1,716,420
	合計	67,081	100.00	223,093,472	73,357,412
参考	前年比			99.37%	93.22%
	納税義務者一人当たり			3,326	1,094
	市民一人当たり			1,455	478
	一世帯当たり			3,209	1,055

25年度分 総人口数 152,863 世帯数 70,137

課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	所得控除額
		人数(人)	構成比(%)		
	10万円以下の金額	2,150	3.19	1,362,092	1,255,349
	10万円を超え100万円以下	19,540	29.01	26,375,510	15,217,853
	100万円 " 200万円 "	19,535	29.01	46,997,280	18,540,094
	200万円 " 300万円 "	11,025	16.37	40,599,047	13,525,989
	300万円 " 400万円 "	6,278	9.32	31,041,302	9,373,875
	400万円 " 550万円 "	4,977	7.39	31,677,648	8,592,006
	550万円 " 700万円 "	1,795	2.67	14,469,109	3,446,388
	700万円 " 1,000万円 "	1,206	1.79	12,330,113	2,481,722
	1,000万円を超える金額	843	1.25	17,025,035	1,792,797
	合計	67,349	100.00	221,877,136	74,226,073
参考	前年比			99.45%	101.18%
	納税義務者一人当たり			3,294	1,102
	市民一人当たり			1,451	486
	一世帯当たり			3,163	1,058

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ この表では分離課税を含まない。

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
103,772	6,142	2,599	7	0	3,535	0.04
10,991,751	658,735	54,782	609	86	602,696	6.95
28,053,220	1,682,416	98,359	775	159	1,582,701	18.25
27,470,995	1,647,811	84,833	575	163	1,562,240	18.01
21,339,166	1,280,105	30,378	371	99	1,249,257	14.41
24,070,332	1,444,017	10,292	374	120	1,433,231	16.53
11,962,367	717,665	4,221	331	21	713,092	8.22
10,450,657	626,987	3,686	201	19	623,081	7.18
15,293,800	917,592	14,441	496	318	902,337	10.40
149,736,060	8,981,470	303,591	3,739	985	8,672,170	100.00
102.69%	102.69%	100.18%	112.29%		102.77%	
2,232	134	5	0.06	0.01	129	
977	59	2	0.02	0.01	57	
2,154	129	4	0.05	0.01	125	

(単位:千円)

課税標準額	算出税額	税額控除額	配当割額の控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	所得割額	
					金額	構成比
106,743	6,315	2,667	4	2	3,640	0.04
11,157,657	668,683	54,185	688	78	612,840	7.15
28,457,186	1,706,646	95,207	824	117	1,610,207	18.80
27,073,058	1,623,931	83,275	505	56	1,540,095	17.98
21,667,427	1,299,797	29,572	540	61	1,269,624	14.82
23,085,642	1,384,945	8,252	397	61	1,376,235	16.07
11,022,721	661,293	3,099	76	29	658,089	7.68
9,848,391	590,856	2,441	232	25	588,158	6.87
15,232,238	913,900	6,837	551	161	906,351	10.58
147,651,063	8,856,366	285,535	3,817	590	8,565,239	100.00
98.61%	98.61%	94.05%	93.29%		98.77%	
2,192	131	4	0.06	0.01	127	
966	58	2	0.02	0.00	56	
2,105	126	4	0.05	0.01	122	

6. 個人市民税課税標準段階別の推移(分離課税分の年度別)

22年度分		総人口数 152,311		世帯数 68,391			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	88	22.92	22,686	1,327,759	83,588	25,946
	10万円を超え100万円以下	62	16.15	98,567	425,509	901	11,814
	100万円 " 200万円 "	65	16.93	166,849	468,769	915	12,748
	200万円 " 300万円 "	37	9.64	142,025	187,469	0	15,339
	300万円 " 400万円 "	37	9.64	179,119	349,677	23,718	4,821
	400万円 " 550万円 "	33	8.59	213,956	151,043	0	43,662
	550万円 " 700万円 "	18	4.69	146,504	300,530	10,013	14,759
	700万円 " 1,000万円 "	16	4.17	158,941	95,908	0	15,552
	1,000万円を超える金額	28	7.29	674,826	247,910	0	598,198
	合計	384	100.00	1,803,473	3,554,574	119,135	742,839
参考	前年比			91.15%	45.79%	1158.90%	180.42%
	納税義務者一人当たり			4,697	9,257	310	1,934
	市民一人当たり			12	23	1	5
	一世帯当たり			26	52	2	11

23年度分		総人口数 153,142		世帯数 69,134			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	114	27.40	22,599	1,369,199	1,866	32,238
	10万円を超え100万円以下	68	16.35	110,697	714,108	198	27,185
	100万円 " 200万円 "	67	16.11	179,646	721,236	2,538	9,279
	200万円 " 300万円 "	46	11.06	179,089	212,744	1,679	12,856
	300万円 " 400万円 "	29	6.97	151,034	174,602	3,471	39,825
	400万円 " 550万円 "	29	6.97	189,998	134,803	6,390	62,626
	550万円 " 700万円 "	15	3.61	123,475	73,489	0	10,592
	700万円 " 1,000万円 "	20	4.81	199,929	252,329	14,416	57,587
	1,000万円を超える金額	28	6.73	816,578	288,261	4,386	268,778
	合計	416	100.00	1,973,045	3,940,771	34,944	520,966
参考	前年比			109.40%	110.86%	29.33%	70.13%
	納税義務者一人当たり			4,743	9,473	84	1,252
	市民一人当たり			13	26	0	3
	一世帯当たり			29	57	1	8

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
608	581	71,977	1,389,191	43,386	11	43,362	20.14
2,932	1,194	62,020	478,897	14,750	252	14,391	6.68
571	29,802	69,030	610,624	21,121	294	20,624	9.58
831	70,002	52,996	362,670	13,124	157	12,649	5.87
1,085	1,959	51,765	508,614	19,459	57	19,308	8.97
54	47,405	57,205	398,915	16,363	140	16,058	7.46
0	885	34,870	437,821	16,213	109	15,806	7.34
1,160	1,119	28,394	244,286	11,043	24	10,840	5.03
589	0	52,106	1,469,417	62,694	340	62,280	28.92
7,830	152,947	480,363	5,900,435	218,153	1,384	215,318	100.00
	104.03%	89.98%	60.36%	65.33%	87.65%	64.85%	
20	398	1,251	15,366	568	4	561	
0	1	3	39	1	0	1	
0	2	7	86	3	0	3	

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
144	1,640	78,737	1,348,949	39,780	9	39,767	17.79
1,170	14,703	69,187	798,874	24,671	237	24,350	10.89
4,367	31,551	79,709	868,908	28,494	303	27,946	12.50
604	6,959	64,223	349,708	13,658	155	13,328	5.96
1,149	1,192	49,574	321,699	12,689	45	12,605	5.64
366	4,886	54,043	345,026	14,540	47	14,466	6.47
249	1,456	29,651	179,610	8,141	24	8,082	3.62
2,109	993	36,129	491,234	19,234	38	19,137	8.56
1,422	64,981	49,648	1,394,758	64,837	988	63,831	28.56
11,580	128,361	510,901	6,098,766	226,044	1,846	223,512	100.00
147.89%	83.93%	106.36%	103.36%	103.62%	133.38%	103.81%	
28	309	1,228	14,660	543	4	537	
0	1	3	40	1	0	1	
0	2	7	88	3	0	3	

24年度分		総人口数 153,337		世帯数 69,523			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	125	29.21	41,699	1,572,048	18,584	193,596
	10万円を超え100万円以下	67	15.65	101,797	485,141	0	10,476
	100万円 " 200万円 "	69	16.12	170,596	730,923	1,587	44,803
	200万円 " 300万円 "	39	9.11	150,781	344,707	135	5,619
	300万円 " 400万円 "	30	7.01	145,254	256,998	3,226	17,429
	400万円 " 550万円 "	27	6.31	167,296	271,857	0	115,087
	550万円 " 700万円 "	12	2.80	95,343	702,727	0	13,933
	700万円 " 1,000万円 "	20	4.67	200,691	694,732	1,516	3,787
	1,000万円を超える金額	39	9.11	1,239,357	500,771	119,509	80,046
	合計	428	100.00	2,312,814	5,559,904	144,557	484,776
参考	前年比			117.22%	141.09%	413.68%	93.05%
	納税義務者一人当たり			5,404	12,990	338	1,133
	市民一人当たり			15	36	1	3
	一世帯当たり			33	80	2	7

25年度分		総人口数 152,863		世帯数 70,137			
課税標準の段階	区分	納税義務者		総所得金額	分離長期譲渡所得金額に係る所得金額	分離短期譲渡所得金額に係る所得金額	株式等に係る譲渡所得金額
		人数(人)	構成比(%)				
	10万円以下の金額	126	24.85	30,444	1,710,591	1,003	15,378
	10万円を超え100万円以下	96	18.93	140,236	1,036,439	3,480	16,287
	100万円 " 200万円 "	87	17.16	224,594	960,070	13,608	56,115
	200万円 " 300万円 "	52	10.26	203,065	345,760	0	4,932
	300万円 " 400万円 "	35	6.90	174,870	275,410	0	5,624
	400万円 " 550万円 "	44	8.68	277,112	448,797	1,270	84,960
	550万円 " 700万円 "	22	4.34	173,133	432,062	1,789	3,513
	700万円 " 1,000万円 "	16	3.16	165,825	92,387	0	7,133
	1,000万円を超える金額	29	5.72	685,518	669,654	0	61,856
	合計	507	100.00	2,074,797	5,971,170	21,150	255,798
参考	前年比			89.71%	107.40%	14.63%	52.77%
	納税義務者一人当たり			4,092	11,777	42	505
	市民一人当たり			14	39	0	2
	一世帯当たり			30	85	0	4

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ 上場株式等に係る配当所得金額については平成22年度より項目を設置。

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
4,894	6,127	105,202	1,731,746	49,244	148	49,089	16.97
21,561	2,919	65,472	556,422	17,163	247	16,513	5.71
3,163	4,109	67,043	888,138	28,517	367	27,957	9.67
389	193	55,603	446,221	16,181	312	15,801	5.46
4,097	2,619	41,356	388,267	14,783	122	14,575	5.04
118	2,006	39,722	516,642	19,260	89	19,156	6.62
2,223	0	19,644	794,582	25,809	41	25,717	8.89
690	369	33,920	867,865	31,036	38	30,914	10.69
9,080	0	76,473	1,872,290	90,534	447	89,466	30.94
46,215	18,342	504,435	8,062,173	292,527	1,811	289,188	100.00
399.09%	14.29%	98.73%	132.19%	129.41%	98.10%	129.38%	
108	43	1,179	18,837	683	4	676	
0	0	3	53	2	0	2	
1	0	7	116	4	0	4	

(単位:千円)

上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る 雑所得金額	所得控除額	課税標準額	算出税額	税額控除額	所得割額	
						金額	構成比
1,100	44,882	96,076	1,707,322	51,032	17	50,985	18.46
2,678	22,656	87,490	1,134,286	34,543	288	34,087	12.34
6,232	2,409	95,485	1,167,543	38,612	354	38,004	13.76
3,065	10,376	69,945	497,253	18,674	206	18,280	6.62
1,490	7,201	54,161	410,434	15,738	78	15,628	5.66
3,247	6,147	70,757	750,776	28,333	184	27,970	10.13
1,650	0	39,207	572,940	21,102	33	21,032	7.61
2,059	8,495	33,488	242,411	11,192	26	11,065	4.01
3,852	1,443	55,651	1,366,672	59,716	357	59,163	21.42
25,373	103,609	602,260	7,849,637	278,942	1,543	276,214	100.00
54.90%	564.87%	119.39%	97.36%	95.36%	85.20%	95.51%	
50	204	1,188	15,483	550	3	545	
0	1	4	51	2	0	2	
0	1	9	112	4	0	4	

7. 個人市民税調定額(現年課税分)の推移

区分	年度	調定額(単位:千円)			納税義務者数(単位:人)			納税義務者一人当たり税額(円)
		均等割額	所得割額	計	均等割のみを納める者	両方を納める者	計	
普通徴収	21	83,064	2,813,572	2,896,636	1,182	22,204	23,386	123,862
	22	69,270	2,443,190	2,512,460	1,258	21,365	22,623	111,058
	23	68,649	2,347,235	2,415,884	1,268	21,002	22,270	108,482
	24	68,583	2,396,400	2,464,983	1,291	20,459	21,750	113,333
	25	67,729	2,367,563	2,435,292	1,028	20,019	21,047	115,707
給与特別徴収	21	114,042	6,395,853	6,509,895	431	37,583	38,014	171,250
	22	115,662	5,979,460	6,095,122	438	38,116	38,554	158,093
	23	116,481	5,935,629	6,052,110	471	38,356	38,827	155,874
	24	116,508	6,169,475	6,285,983	386	38,450	38,836	161,860
	25	117,048	6,065,016	6,182,064	462	38,554	39,016	158,449
年金特別徴収	21	12,906	198,543	211,449	798	7,806	8,604	24,576
	22	25,371	381,778	407,149	840	8,084	8,924	45,624
	23	25,311	379,235	404,546	885	8,165	9,050	44,701
	24	25,095	395,483	420,578	876	8,600	9,476	44,383
	25	26,708	408,874	435,582	1,149	9,283	10,432	41,754
合計	21	210,012	9,407,968	9,617,980	2,411	67,593	70,004	137,392
	22	210,303	8,804,428	9,014,731	2,536	67,565	70,101	128,596
	23	210,441	8,662,099	8,872,540	2,624	67,523	70,147	126,485
	24	210,186	8,961,358	9,171,544	2,553	67,509	70,062	130,906
	25	211,485	8,841,453	9,052,938	2,639	67,856	70,495	128,420

※ 各年度の7月1日現在の「市税課税状況等の調」による。

※ 年金特別徴収については平成21年度より項目を設置。

VI 法人市民税

1. 法人市民税の概要

市内に事務所や事業所などがある法人に課税されるもので、「法人税割」と「均等割」からなっています。

(1) 納税義務者

市内に事務所または事業所のある法人、収益事業を行っている人格のない社団・財団・公益法人等、市内に寮等（寮、保養所、宿泊所、クラブなど）のみをもつ法人や、収益事業を行わない公益法人で地方税法に定めのないもの・特定非営利活動法人等も課税されます。

法人の種類	住民税の種類
事務所等を有する法人 (宗教法人、学校法人、公益法人等で収益業務または法人課税信託の引受けを行うもの及び法人でない社団等で代表者の定めのあるもので収益事業または法人課税信託の引受けを行うものを含む)	法人税割と均等割
寮等のみを有する法人 (寮等の所在する都道府県・市町村内に事務所等がないもの)	均等割のみ
公益法人等(地方税法第296条第1項第2号で定める非課税法人は除く)で、事務所等を有するもの	均等割のみ
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で事務所等を有するもの	法人税割のみ

(2) 計算方法

以下の計算によって行います。

① 法人税割

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{法人税割額} \\ \text{(百円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{法人税額} \\ \text{(税額控除前)} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除}}$$

※ 連結申告法人の場合は、個別帰属法人税額(税額控除前)×税率－税額控除
 ※ 税額控除:外国税額控除・仮装経理の場合の税額控除等をいいます。

② 均等割

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{(百円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\text{税率(年額)}} \times \boxed{\frac{\text{事務所等を有していた月数}}{12}}$$

※ 月数は暦に従って計算し、全部が1月に満たないときは1月とし、1月を越えてさらに1月に満たない端数を生じたときはその端数を切り捨てます。

(3) 税率

税率は次のとおりに定められています。

① 法人税割

「標準税率」のほか、資本金の額または出資金の額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社については「制限税率」を適用しています。

※ 制限税率: 地方団体が標準税率を超えて課税する場合に、これを超えてはならないものとして法定されている税率です。

法人等の区分	税率	
資本金の額または出資金の額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	制限税率	14.7%
上記以外の法人等	標準税率	12.3%

② 均等割

事業年度の末日現在における資本金等の金額と従業員者数により、次のとおり定められています。

法人等の区分		税率 (年税額)	法人税法第312条第1項(市税条例第24条第2項)の適用号数
資本金等の額	市内従業員者数		
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円	1号
	50人超	120,000円	2号
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円	3号
	50人超	150,000円	4号
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円	5号
	50人超	400,000円	6号
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円	7号
	50人超	1,750,000円	8号
50億円を超える法人	50人以下	410,000円	7号
	50人超	3,000,000円	9号

(4) 申告と納付

法人市民税の納付は「申告納付」によって行います。「申告納付」とは、納税義務者自らが税額を計算し、申告して納める方法です。

① 中間申告納付

法人税の中間申告義務のある法人が、事業年度開始の日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に申告納付するものをいいます。

② 確定申告納付

事業年度終了後2ヶ月以内に確定した決算に基づいて申告納付するものをいいます。

※ 法人税法で認められた場合は申告期限を1ヶ月延長することができます(納期限は延長できません)。

2. 法人市民税調定額の推移

(1) 法人市民税調定額 (単位:千円)

区分 年度	調定額			対前年度比	1法人当たり 税額
	法人税割	均等割	計		
20年度	546,020	273,097	819,117	78.7	279
21年度	313,928	275,845	589,773	97.6	198
22年度	385,331	280,935	666,266	113.0	224
23年度	397,934	266,137	664,071	99.7	223
24年度	545,370	279,797	825,167	124.3	272

※ 各年度の「法人市民税調定報告」による。

(2) 法人数

年度 均等割区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
9号	300万円	16	18	19	16	18	17
8号	175万円	4	5	4	3	2	2
7号	41万円	129	133	135	134	150	144
6号	40万円	9	9	13	9	10	8
5号	16万円	92	97	91	95	92	93
4号	15万円	26	23	22	22	25	27
3号	13万円	311	318	305	302	302	304
2号	12万円	14	14	14	14	14	14
1号	5万円	2,340	2,366	2,371	2,383	2,418	2,479
合計		2,941	2,983	2,974	2,978	3,031	3,088

※ 各年度の「市税課税状況等の調」による。

(3) 法人市民税月別調定額 (単位:千円)

年度 月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
4月	32,486	25,044	35,511	33,327	34,999
5月	92,895	74,648	86,132	72,960	77,768
6月	211,858	119,070	158,300	170,750	231,002
7月	64,270	52,726	58,835	50,151	48,158
8月	41,692	25,432	32,876	38,523	42,162
9月	42,924	31,180	41,376	24,958	55,644
10月	39,478	38,277	36,825	34,132	34,652
11月	174,010	99,353	109,239	131,720	186,479
12月	29,689	18,617	24,586	31,852	32,983
1月	19,852	54,982	18,176	21,776	14,759
2月	39,374	21,192	34,257	26,586	38,240
3月	30,589	29,252	30,153	27,336	28,321
合計	819,117	589,773	666,266	664,071	825,167

※ 各年度の「法人市民税調定報告」による。

VII 固定資産税・都市計画税

1. 固定資産税・都市計画税の概要

固定資産税・都市計画税は土地、家屋、償却資産の所有者に、その資産価値に応じて課税するものです。このうち、都市計画税は、都市整備などの費用に充てるための目的税として課税される税金です。(なお、償却資産には都市計画税は課税されません。)

(1) 納税義務者

1月1日(賦課期日)現在、課税台帳に「所有者」として登録されている者です。

(2) 税率

固定資産税が1.4/100、都市計画税が0.29/100です。

(3) 課税のしくみ

土地・家屋及び償却資産の税金は、評価額をもとに計算されます。課税のもとになる評価額は、国で定めた固定資産評価基準によって評価し、決定されます。土地・家屋の評価額は、3年に1度、全件評価替えを行い、価格を決定します。この評価替えの年度を基準年度といいます(平成24年度)。なお、第2年度(平成25年度)、第3年度(平成26年度)は、原則として基準年度(平成24年度)の価格を据え置きます。ただし、新築、増改築のあった家屋及び分合筆等のあった土地など基準年度の価格によることが適当でない場合は、新たに評価を行い、新しい価格を決定します。

① 免税点について

市内に、同一人が所有する固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地・・・30万円 家屋・・・20万円 償却資産・・・150万円

② 賦課期日について

賦課期日は、毎年1月1日です。このため、今年の1月2日以降に土地、家屋の売却、取り壊し等を行った場合であっても、税金は1月1日の所有者に課税されます。

③ 納期について

納期は、5月、7月、12月、翌年2月の4回となっております。

(4) 土地の税金

① 地目

地目とは、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目とは、登記簿上の地目にかかわらず、今年の1月1日(賦課期日)の現況によります。

② 地積

地積は、原則として登記簿に記載されている地積によります。

③ 土地の税額の算出は・・・

土地の税負担については、課税の公平及び簡素化の観点から「負担水準の均衡化」をより進める考え方を基本としながら、これまでの「負担調整措置」の内容を平成18年度から変更しました。従来は、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)の高い土地についてはその税負担を抑制しつつ、負担水準の低い土地については、負担水準のレベルごとに異なった乗率(負担調整率)を前年度の課税標準額に乗じるという複雑な方式でした。平成18年度から、本来の評価額の5%を前年度課税標準額に加算するという方式に一本化するなどによって、負担水準の低い土地の税負担の均衡化・適正化の促進を一層図る措置が導入されたと同時に、制度が簡素化されました。

ア 住宅用地には課税標準額の特例措置があります。

住宅用地(小規模住宅用地・一般住宅用地)および市街化区域農地については、税負担を軽減するため、別表1の特例措置による軽減がされております。

別表1

用地の種類	固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
小規模住宅用地(住宅の敷地で1戸について200㎡までの土地)	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地(住宅の敷地で1戸について200㎡を超え、住宅の床面積の10倍までの土地)	評価額×1/3	評価額×2/3
市街化区域農地	評価額×1/3	評価額×2/3

イ 負担水準により、次の措置があります。

「負担水準」とは・・・個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} (\times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{ 又は } 1/3))}$$

別表2 負担調整措置

商業地等(非住宅用地)		住宅用地	
負担水準	負担調整措置	負担水準	負担調整措置
70%超	70%まで引下げ	100%以上	100%まで引き下げ
60%以上70%以下	前年度課税標準額に据置	90%以上100%未満	前年度課税標準額に据置
60%未満	$\begin{matrix} \text{前年度課税標準額} \\ + \\ \text{今年度評価額} \times 5\% \end{matrix}$ <small>※上の式が今年度評価額×60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%になります。</small>	90%未満	$\begin{matrix} \text{前年度課税標準額} \\ + \\ \text{今年度評価額} \times \text{特例率} \times 5\% \end{matrix}$ <small>※上の式が今年度評価額×特例率×90%を上回る場合は90%、20%を下回る場合は20%になります。</small>

※ 都市計画税についても、固定資産税と同様な措置となります。

(5) 家屋の税金

① 評価のしくみ

家屋とは、住宅・店舗・工場・倉庫等の建物をいい、「固定資産(家屋)評価基準」に基づいて、再建築価格を基準に評価します。

② 家屋の評価

ア 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

※ 再建築価格・・・評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

※ 経年減点補正率・・・家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を表したものです。

イ 新築家屋以外の家屋(在来分家屋)の評価

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は、建築物価の変動分を考慮します。なお仮に、前年度の価額を超える場合でも、決定価額は上げられることなく、通常、前年度の価額に据え置かれます。(なお、増築又は損壊等がある家屋については、これらを考慮して再評価されます。)

$$\text{在来分家屋の再建築価格} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合}$$

③ 課税標準額の求め方

家屋の課税標準額(税率を掛ける数字)は、評価額と同じ額になります。

④ 新築住宅の軽減

次表の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間固定資産税(但し、都市計画税は除く)が軽減されます。

面積要件

区分	床面積
専用住宅	床面積50㎡以上280㎡以下
併用住宅	居住部分の割合が1/2以上で床面積50㎡以上280㎡以下
共同住宅	1世帯50㎡以上280㎡以下(貸家の場合は40㎡以上280㎡以下)

軽減される期間と範囲

区分	期間	範囲
一般の住宅	新築後3年間	120㎡を限度とし1/2
3階建以上の中高層耐火住宅	新築後5年間	120㎡を限度とし1/2
認定長期優良住宅(一般)	新築後5年間	120㎡を限度とし1/2
認定長期優良住宅(3階建以上の中高層耐火住宅)	新築後7年間	120㎡を限度とし1/2

(6) 償却資産の税金

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外で事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む)をいいます。ただし、特許権、電話加入権など無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の対象となるものは除かれます。

2. 固定資産税・都市計画税調定額

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
土地 (円)	固定資産税	3,504,527,400	3,469,085,100	3,419,711,300	3,451,244,200	3,393,874,500
	都市計画税	1,034,826,100	1,024,704,500	1,003,372,200	1,082,901,500	1,064,918,500
家屋 (円)	固定資産税	2,751,357,400	2,886,602,700	2,961,294,600	2,668,566,500	2,807,696,200
	都市計画税	567,824,900	597,116,400	610,335,900	582,120,000	615,091,900
償却資産 (円)	固定資産税	682,159,400	679,665,600	658,630,700	659,533,100	675,818,000
	都市計画税	—	—	—	—	—
合計	固定資産税	6,938,044,200	7,035,353,400	7,039,636,600	6,779,343,800	6,877,388,700
	都市計画税	1,602,651,000	1,621,820,900	1,613,708,100	1,665,021,500	1,680,010,400
納税義務者 (人)	固定資産税	43,845	44,927	45,459	45,873	46,250
	都市計画税	43,235	44,312	44,812	45,255	45,650

※ 各年度の「6月調定表:最終税額」による。

3. 土地概要

年度		21年度			22年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	9,222	25	38,018	7,367	24
畑	1,762,329	2,590	30,655,118	1,729,461	2,551	27,252,977	
宅地	7,417,806	48,231	877,119,377	7,466,425	48,830	803,110,246	
山林	153,637	154	7,463,800	153,505	160	6,914,024	
雑種地	637,054	1,998	47,704,933	616,571	1,909	41,546,138	
合計	9,980,048	52,998	962,981,246	9,973,329	53,474	878,857,860	
納税義務者 (人)	個人	28,738			29,301		
	法人	690			682		

年度		23年度			24年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	7,367	24	33,166	7,367	24
畑	1,718,727	2,542	25,221,096	1,690,225	2,493	22,199,024	
宅地	7,502,079	49,282	775,870,967	7,537,291	49,628	771,210,828	
山林	141,559	152	6,205,191	138,768	150	6,003,833	
雑種地	598,936	1,887	38,284,681	598,101	1,873	37,958,152	
合計	9,968,668	53,887	845,615,101	9,971,752	54,168	837,404,338	
納税義務者 (人)	個人	29,755			30,092		
	法人	663			644		

年度		25年度		
区分	項目	地積 (㎡)	筆数	決定価格 (千円)
		田	7,367	24
畑	1,671,989	2,478	21,339,199	
宅地	7,557,401	49,933	769,990,069	
山林	128,908	143	5,544,498	
雑種地	600,913	1,879	37,978,951	
合計	9,966,578	54,457	834,885,045	
納税義務者 (人)	個人	30,381		
	法人	655		

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

4. 家屋概要

区 分		年 度				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
棟数	木造	27,948	28,415	28,941	29,255	29,497
	木造以外	5,463	5,524	5,595	5,614	5,678
	計	33,411	33,939	34,536	34,869	35,175
床面積(m ²)	木造	2,722,691	2,772,608	2,817,813	2,852,260	2,882,576
	木造以外	2,559,259	2,615,734	2,615,199	2,622,484	2,662,073
	計	5,281,950	5,388,342	5,433,012	5,474,744	5,544,649
決定価格 (千円)	木造	77,431,941	81,938,847	85,912,311	78,454,357	81,457,701
	木造以外	135,266,191	141,637,891	142,522,559	129,019,566	132,908,193
	計	212,698,132	223,576,738	228,434,870	207,473,923	214,365,894
価格単位 当たり(円)	木造	28,439	29,553	30,489	27,506	28,259
	木造以外	52,854	54,148	54,498	49,197	49,927
	計	40,269	41,493	42,046	37,897	38,662
納税義務者(人)		37,803	38,907	39,597	40,094	40,528

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

5. 償却資産概要

(単位:千円)

区 分		年 度					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
個人分	市 たが も評 の価	構築物	64,888	436,647	515,493	591,263	644,635
		機械及び装置	4,158	21,755	54,401	64,667	61,052
		船舶	0	0	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	0	3,815	4,767	3,738	2,193
		工具・器具及び備品	8,425	16,828	63,053	77,744	90,787
	総務大臣が配分したもの	0	0	0	0	0	
	都知事が配分したもの	0	0	0	0	0	
	計	77,471	479,045	637,714	737,412	798,667	
法人分	市 たが も評 の価	構築物	7,462,687	7,299,754	6,971,367	7,078,115	6,945,315
		機械及び装置	8,748,451	8,379,078	7,771,150	7,727,743	7,694,377
		船舶	2,113	1,521	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	52,680	57,803	51,545	42,403	59,658
		工具・器具及び備品	8,290,513	7,797,117	7,196,859	7,628,525	8,443,588
	総務大臣が配分したもの	23,976,093	24,347,831	27,228,114	26,865,505	26,971,655	
	都知事が配分したもの	21,532	0	0	0	0	
	計	48,554,069	47,883,104	49,219,035	49,342,291	50,114,593	
合計	市 たが も評 の価	構築物	7,527,575	7,736,401	7,486,860	7,669,378	7,589,950
		機械及び装置	8,752,609	8,400,833	7,825,551	7,792,410	7,755,429
		船舶	2,113	1,521	0	0	0
		航空機	0	0	0	0	0
		車輛及び運搬具	52,680	61,618	56,312	46,141	61,851
		工具・器具及び備品	8,298,938	7,813,945	7,259,912	7,706,269	8,534,375
	総務大臣が配分したもの	23,976,093	24,347,831	27,228,114	26,865,505	26,971,655	
	都知事が配分したもの	21,532	0	0	0	0	
	計	48,631,540	48,362,149	49,856,749	50,079,703	50,913,260	
納税 義務者 (人)	個人	11	93	490	423	440	
	法人	789	785	2,317	2,244	2,289	
	計	800	878	2,807	2,667	2,729	

※ 各年度の「固定資産概要調書」による。

Ⅷ 軽自動車税

1. 軽自動車税の概要

軽自動車税は、軽自動車等に対して主たる定置場所の区市町村において課税します。

(1) 納税義務者

その年の4月1日(賦課期日)現在、東村山市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等を所有している方(所有者課税)に課税されます。また、使用者に課税される(使用者課税)場合もあります。

(2) 税率

税率は次のとおりに定められています。

車種別の税額

車種		年額(円)
原動機付 自転車	50ccまで	1,000円
	90ccまで	1,200円
	125ccまで	1,600円
	ミニカー	2,500円
小型特殊 自動車	農耕用	1,600円
	その他	4,700円
	電気自動車	4,700円
二輪の小型自動車		4,000円
軽自動車	軽二輪 (側車付を含む)	2,400円
	軽三輪	3,100円
	軽四輪乗用 (自家用)	7,200円
	軽四輪乗用 (営業用)	5,500円
	軽四輪貨物用 (自家用)	4,000円
	軽四輪貨物用 (営業用)	3,000円

(3) 申告と納付

軽自動車税の申告は、納税義務者が賦課徴収に関し必要な事項を申告します。軽自動車等の車種により申告書の提出先が異なります。

車種	提出先
原動機付自転車・小型特殊自動車	東村山市課税課 042-393-5111
二輪の小型自動車・軽二輪	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 050-5540-2033
軽三輪以上のもの	軽自動車検査協会多摩支所 042-358-1411

軽自動車税の納付は、通常4月1日(賦課期日)現在の軽自動車の所有者に納税通知書を交付することによって行ないます。納期は、原則として5月末日までとなっています。

2. 軽自動車税の課税状況

(単位:台・円)

種別		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
原動機付自転車	一 種	台数	5,664	5,551	5,274	5,055	4,916	
		調定額	5,664,000	5,551,000	5,274,000	5,055,000	4,916,000	
	二 種 (乙)	台数	564	554	529	502	500	
		調定額	676,800	664,800	634,800	602,400	600,000	
	二 種 (甲)	台数	1,198	1,288	1,335	1,412	1,505	
		調定額	1,916,800	2,060,800	2,136,000	2,259,200	2,408,000	
	ミ ニ カ ー	台数	73	75	69	68	71	
		調定額	182,500	187,500	172,500	170,000	177,500	
	小 計	台数	7,499	7,468	7,207	7,037	6,992	
		調定額	8,440,100	8,464,100	8,217,300	8,086,600	8,101,500	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪	台数	1,860	1,833	1,753	1,725	1,725	
		調定額	4,464,000	4,399,200	4,207,200	4,140,000	4,140,000	
	三 輪	台数	1	1	0	0	0	
		調定額	3,100	3,100	0	0	0	
	四 輪	乗 用	営業用	台数	7	1	1	1
			調定額	38,500	5,500	5,500	5,500	5,500
		自家用	台数	7,169	7,523	7,860	8,084	8,579
			調定額	51,616,800	54,165,600	56,592,000	58,204,800	61,768,800
	貨 物	営業用	台数	306	280	297	289	296
			調定額	918,000	840,000	891,000	867,000	888,000
		自家用	台数	3,121	3,036	3,017	3,050	3,035
			調定額	12,484,000	12,144,000	12,068,000	12,200,000	12,140,000
	農 耕 用	台数	146	153	155	157	157	
		調定額	233,600	244,800	248,000	251,200	251,200	
	特殊作業用	台数	65	59	58	56	55	
		調定額	305,500	277,300	272,600	263,200	258,500	
	小 計	台数	12,675	12,886	13,141	13,362	13,848	
調定額		70,063,500	72,079,500	74,284,300	75,931,700	79,452,000		
二輪の小型自動車		台数	1,645	1,669	1,631	1,612	1,593	
		調定額	6,580,000	6,676,000	6,524,000	6,448,000	6,372,000	
合 計	台数		21,819	22,023	21,979	22,011	22,433	
	前年比(%)		1.7	0.9	▲ 0.2	0.1	1.9	
	調定額		85,083,600	87,219,600	89,025,600	90,466,300	93,925,500	
	前年比(%)		4.1	2.5	2.1	1.6	3.8	

※ 各年度の「市税課税状況等の調」による。

Ⅷ 市たばこ税

1. 市たばこ税の概要

市たばこ税は、製造たばこの「消費」に対して課税します。たばこにかかる税金には国税と地方税があり、地方税では都道府県税と市町村税に分かれています。また、輸入たばこについても、国産たばこと同様に課税されています。

(1) 納税義務者

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者で、これらの者が小売業者もしくは消費者などに売り渡した場合に、その卸売販売業者などが申告納付します。しかし、税金の実質的な負担者は消費者です。

(2) 計算方法

以下の計算によって行います。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{市たばこ税額} \\ \text{(一円未満切捨)} \end{array}} = \boxed{\text{売渡し等をした製造たばこの本数}} \times \boxed{\text{税率}}$$

(3) 税率

税率は次のとおりに定められています。

区分	税率	
	平成25年3月31日まで	平成25年4月1日以降
旧3級品以外のたばこ	4,618円/千本	5,262円/千本
旧3級品のたばこ	2,190円/千本	2,495円/千本

※平成25年4月1日から、都たばこ税の一部を市たばこ税に移譲することにより、たばこ税の税率が変わりましたが、消費者の税負担は変わりません。

(4) 申告と納付

1ヶ月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末までに申告して納めます。

たばこは市内で買いましょう。

健康と喫煙マナーの向上にも
心掛けましょう。

2. 調定状況

区分		年度				
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
課税標準数量	一般分(本)	193,272,460	184,037,508	168,063,760	155,817,364	151,086,217
	旧3級品(本)	3,257,220	3,243,020	4,383,560	5,472,320	6,719,660
	計	196,529,680	187,280,528	172,447,320	161,289,684	157,805,877
調定額(円)		642,506,858	612,027,780	635,942,270	731,548,960	712,432,200
対前年比(%)		▲ 10.6	▲ 4.7	3.9	15.0	▲ 2.6
税率 (1,000本)	一般分(円)	3,298	3,298	4,618	4,618	4,618
	旧3級品(円)	1,564	1,564	2,190	2,190	2,190

※ 各年度の「市たばこ調定表」による。

※ 22年度税率は、平成22年度10月売り渡し分から適用。

3. 月別調定額

(単位:円)

年度 月別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
4月	51,603,805	51,044,034	50,941,990	67,305,530	62,726,095
5月	56,096,603	52,673,703	49,894,317	38,109,544	56,960,472
6月	56,913,636	51,780,179	48,691,089	61,608,239	64,138,796
7月	56,063,015	52,725,872	49,323,401	64,251,389	60,022,641
8月	55,570,199	55,366,242	53,198,199	73,394,677	63,075,466
9月	53,716,445	50,485,461	53,690,174	64,521,085	61,742,398
10月	53,714,786	52,511,604	98,231,230	63,350,554	58,095,563
11月	55,438,232	53,903,424	35,187,632	60,548,826	60,193,633
12月	50,403,397	47,510,480	38,914,953	60,735,171	58,452,863
1月	57,379,394	56,773,152	55,938,034	70,546,330	61,714,685
2月	48,962,161	43,188,306	49,574,693	53,853,095	54,177,165
3月	46,645,185	44,065,323	52,356,558	53,324,520	51,132,423
合計	642,506,858	612,027,780	635,942,270	731,548,960	712,432,200

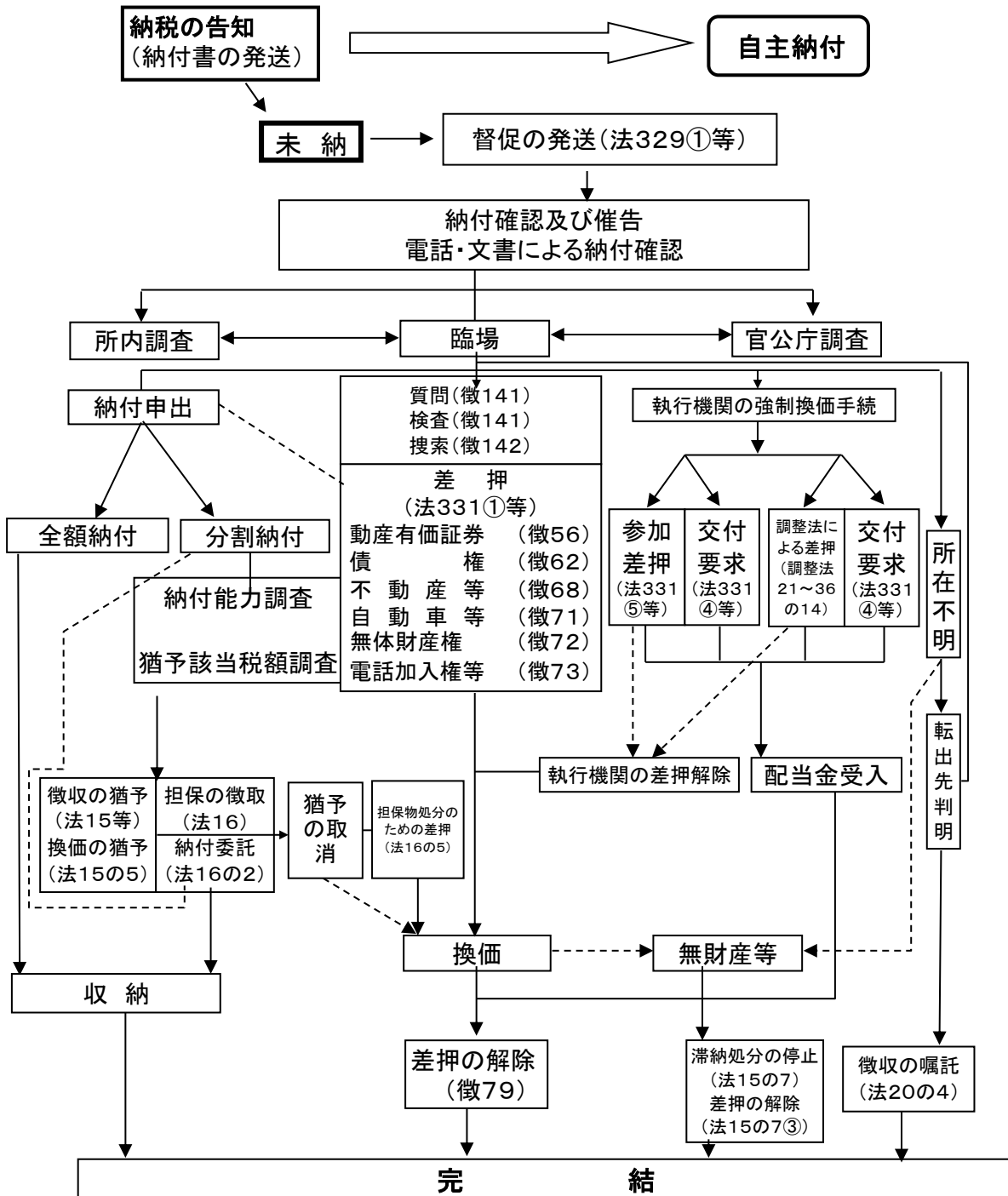
※ 各月の「市たばこ調定表」による。

※ 22年度税率は、平成22年度10月売り渡し分から適用。

X 徴収関係

1. 納税課の概要

納税課では主に皆様から納めていただく税金の収納・管理を行っています。また、納期を過ぎ、滞納となった方へ文書、電話等による督促や、それでもご納付いただけない方への差押処分を行っています。また納税課は市税の徴収の他、国民健康保険税も合わせて徴収しております。(一部国民健康保険税も含めたデータがあります)



※カッコ内は根拠条文 「法」…地方税法、「徴」…国税徴収法、「調整法」…滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律

2. 市税の滞納整理状況

(1) 徴収実績

① 現年課税分

平成20年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,850,273,143 円	9,560,273,919 円	291,277,521 円	97.1 %
都民税(個人)	6,469,290,227	6,280,275,986	189,854,270	97.1
法人市民税	819,117,800	808,112,227	11,129,973	98.7
固定・都市計画税	8,456,810,000	8,283,000,568	171,114,605	97.9
軽自動車税	81,690,800	78,205,900	3,471,700	95.7
たばこ税	642,506,858	642,506,858	0	100.0
合計	26,319,688,828	25,652,375,458	666,848,069	97.5

平成21年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,847,048,426 円	9,545,293,063 円	297,333,580 円	96.9 %
都民税(個人)	6,487,354,146	6,289,612,828	195,893,407	97.0
法人市民税	590,815,100	582,855,900	8,240,200	98.7
固定・都市計画税	8,547,099,900	8,367,162,187	177,539,994	97.9
軽自動車税	85,107,200	81,543,100	3,555,500	95.8
たばこ税	612,027,780	612,027,780	0	100.0
合計	26,169,452,552	25,478,494,858	682,562,681	97.4

平成22年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,211,018,788 円	8,963,809,787 円	243,489,487 円	97.3 %
都民税(個人)	6,063,116,350	5,900,394,315	160,273,649	97.3
法人市民税	666,265,800	658,348,000	8,497,100	98.8
固定・都市計画税	8,668,894,500	8,519,852,529	146,564,828	98.3
軽自動車税	87,163,400	83,419,400	3,726,400	95.7
たばこ税	635,942,270	635,650,558	291,712	100.0
合計	25,332,401,108	24,761,474,589	562,843,176	97.7

平成23年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,030,913,153 円	8,837,465,169 円	194,141,539 円	97.9 %
都民税(個人)	5,946,897,628	5,819,691,728	127,662,655	97.9
法人市民税	664,070,700	660,211,000	5,520,100	99.4
固定・都市計画税	8,654,933,200	8,531,855,470	121,201,456	98.6
軽自動車税	88,941,600	86,183,200	2,735,800	96.9
たばこ税	731,548,960	731,548,960	0	100.0
合計	25,117,305,241	24,666,955,527	451,261,550	98.2

平成24年度

区分	調定額	収入額	未収入額	収納率
市民税(個人)	9,325,596,970	9,136,470,643	187,094,646	98.0 %
都民税(個人)	6,147,127,928	6,022,462,050	123,326,659	98.0
法人市民税	825,167,400	817,958,156	8,017,444	99.1
固定・都市計画税	8,444,109,000	8,343,187,140	99,555,134	98.8
軽自動車税	90,470,100	88,053,300	2,480,400	97.3
たばこ税	712,432,200	712,432,200	0	100.0
合計	25,544,903,598	25,120,563,489	420,474,283	98.3

② 滞納繰越分

平成20年度

区 分	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税(個人)	610,814,059 円	125,444,519 円	421,370,481 円	20.5 %
都 民 税(個人)	307,040,515	69,524,616	211,079,280	22.6
法 人 市 民 税	27,555,901	6,451,700	17,070,901	23.4
固定・都市計画税	467,491,063	124,549,895	309,145,145	26.6
軽自動車税	9,721,600	1,587,100	7,233,600	16.3
合 計	1,422,623,138	327,557,830	965,899,407	23.0

平成21年度

区 分	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税(個人)	707,302,677 円	143,561,299 円	499,411,828 円	20.3 %
都 民 税(個人)	399,354,575	85,258,592	286,900,516	21.3
法 人 市 民 税	28,014,474	5,453,270	17,799,301	19.5
固定・都市計画税	479,330,950	115,170,267	325,491,051	24.0
軽自動車税	10,695,100	1,791,600	6,607,200	16.8
合 計	1,624,697,776	351,235,028	1,136,209,896	21.6

平成22年度

区 分	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税(個人)	795,497,256 円	177,577,216 円	538,811,203 円	22.3 %
都 民 税(個人)	481,470,375	110,202,399	332,264,082	22.9
法 人 市 民 税	25,496,201	4,117,900	15,477,201	16.2
固定・都市計画税	503,029,045	130,807,069	314,336,515	26.0
軽自動車税	10,133,700	1,929,841	6,362,759	19.0
合 計	1,815,626,577	424,634,425	1,207,251,760	23.4

平成23年度

区 分	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税(個人)	780,384,827 円	181,041,708 円	493,605,199 円	23.2 %
都 民 税(個人)	491,501,394	115,615,899	316,571,138	23.5
法 人 市 民 税	23,165,801	4,747,891	15,890,201	20.5
固定・都市計画税	460,901,343	169,116,232	258,217,143	36.7
軽自動車税	10,064,559	2,271,691	6,148,868	22.6
たばこ税	291,712	291,712	0	100.0
合 計	1,766,017,924	472,793,421	1,090,432,549	26.8

平成24年度

区 分	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 納 率
市 民 税(個人)	681,856,073 円	171,929,172 円	372,999,416 円	25.2 %
都 民 税(個人)	449,457,158	113,330,063	245,869,010	25.2
法 人 市 民 税	21,375,901	4,149,900	15,213,000	19.4
固定・都市計画税	380,744,899	135,486,931	208,717,285	35.6
軽自動車税	8,833,068	2,010,135	4,885,134	22.8
合 計	1,542,267,099	426,906,201	847,683,845	27.7

(2) 差押処分状況

平成20年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	21,919,770 円	14 人
不	動産(参加差押)	10,459,920	4
債	権等	277,759,771	263
合	計	310,139,461	281

平成21年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	51,116,213 円	26 人
不	動産(参加差押)	10,768,100	6
債	権等	593,002,457	545
合	計	654,886,770	577

平成22年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	50,585,492 円	25 人
不	動産(参加差押)	8,544,228	4
債	権等	696,113,836	634
合	計	755,243,556	663

平成23年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	41,850,894 円	43 人
不	動産(参加差押)	12,902,557	10
債	権等	516,269,365	623
合	計	571,022,816	676

平成24年度

区	分	滞納税額	納人
不	動産(差押)	26,160,598 円	19 人
不	動産(参加差押)	5,909,500	5
債	権等	440,684,489	701
合	計	472,754,587	725

※ 税額には、都民税・国民健康保険税を含む。

(3) 交付要求

	税額	納人
平成20年度	55,668,325 円	99 人
平成21年度	42,769,274 円	97 人
平成22年度	53,288,289 円	95 人
平成23年度	29,487,820 円	74 人
平成24年度	61,724,811 円	116 人

※ 税額には、都民税・国民健康保険税を含む。

(4)不納欠損処分及び執行停止状況

平成20年度

区	分	税 額	件 数	納 人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	156,372,244 円	9,308 件	3,775 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	45,803,771	1,802	615
	地方税法第15条の7第5項の規定による	42,658,368	1,334	443
	地方税法第18条の規定による	22,732,234	2,055	867

平成21年度

区	分	税 額	件 数	納 人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	185,059,584 円	10,710 件	4,001 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	42,853,472	2,340	919
	地方税法第15条の7第5項の規定による	50,606,439	2,607	1,074
	地方税法第18条の規定による	27,216,484	2,268	875

平成22年度

区	分	税 額	件 数	納 人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	213,087,515 円	12,765 件	4,929 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	37,349,460	1,894	633
	地方税法第15条の7第5項の規定による	81,909,464	4,567	1,739
	地方税法第18条の規定による	34,044,858	2,593	970

平成23年度

区	分	税 額	件 数	納 人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	196,095,558 円	11,323 件	4,421 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	21,461,563	1,331	460
	地方税法第15条の7第5項の規定による	100,721,489	6,237	2,127
	地方税法第18条の規定による	26,839,176	1,962	689

平成24年度

区	分	税 額	件 数	納 人
	地方税法第15条の7第1項の規定による	146,403,122 円	8,399 件	3,186 人
	地方税法第15条の7第4項の規定による	37,282,705	2,045	698
	地方税法第15条の7第5項の規定による	129,553,434	7,993	2,868
	地方税法第18条の規定による	16,908,951	1,245	481

(5) 督促状発行状況（現年課税分）

平成20年度

区分	調定件数(A)	督促状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	124,873 件	29,901 通	23.9 %
市・都民税(特徴)	161,788	3,955	2.4
法人市民税	3,693	257	7.0
固定・都市計画税	170,983	18,955	11.1
軽自動車税	21,440	4,515	21.1
合計	482,777	57,583	11.9

平成21年度

区分	調定件数(A)	督促状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	119,705 件	29,630 通	24.8 %
市・都民税(特徴)	163,941	3,954	2.4
法人市民税	3,586	246	6.9
固定・都市計画税	175,192	18,690	10.7
軽自動車税	21,816	4,483	20.5
合計	484,240	57,003	11.8

平成22年度

区分	調定件数(A)	督促状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	102,921 件	26,672 通	25.9 %
市・都民税(特徴)	165,019	3,954	2.4
法人市民税	3,559	242	6.8
固定・都市計画税	179,598	18,546	10.3
軽自動車税	22,006	4,515	20.5
合計	473,103	53,929	11.4

平成23年度

区分	調定件数(A)	督促状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	101,324 件	25,168 通	24.8 %
市・都民税(特徴)	165,131	3,806	2.3
法人市民税	3,426	250	7.3
固定・都市計画税	181,618	18,490	10.2
軽自動車税	21,956	3,769	17.2
合計	473,455	51,483	10.9

平成24年度

区分	調定件数(A)	督促状	
		発行数(B)	発行割合(B/A)
市・都民税(普徴)	100,230 件	24,699 通	24.6 %
市・都民税(特徴)	164,118	3,779	2.3
法人市民税	3,389	279	8.2
固定・都市計画税	183,242	18,836	10.3
軽自動車税	22,012	3,913	17.8
合計	472,991	51,506	10.9

(6)納付催告書発行状況

平成20年度

区分	月別	納付催告書				計
		4月	7月	12月	3月	
現年課税分		0通	0通	0通	5,408通	5,408通
滞納繰越分		0	5,573	4,572	0	10,145
合計		0	5,573	4,572	5,408	15,553

平成21年度

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		3,363通	2,071通	4,053通	4,673通	14,160通
滞納繰越分		0	5,801	4,538	0	10,339
合計		3,363	7,872	8,591	4,673	24,499

平成22年度

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		3,885通	2,550通	5,247通	4,519通	16,201通
滞納繰越分		0	6,368	4,962	0	11,330
合計		3,885	8,918	10,209	4,519	27,531

平成23年度

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		4,387通	2,790通	5,661通	4,141通	16,979通
滞納繰越分		0	5,942	3,075	0	9,017
合計		4,387	8,732	8,736	4,141	25,996

平成24年度

区分	月別	納付催告書				計
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
現年課税分		2,496通	2,488通	5,258通	5,418通	15,660通
滞納繰越分		0	5,215	3,551	0	8,766
合計		2,496	7,703	8,809	5,418	24,426

※ 国民健康保険税を含む。

3. 庶務関係

(1) 納税証明発行状況

平成20年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	167	140	241	174	155	169
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
181	232	179	228	244	268	2,378

平成21年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	225	150	246	197	243	250
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
252	222	224	220	212	307	2,748

平成22年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	219	145	215	212	174	172
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
232	231	248	252	254	307	2,661

平成23年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	254	226	217	178	214	236
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
180	212	213	226	260	279	2,695

平成24年度

月別 通数	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	246	186	384	184	199	199
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
228	226	210	229	232	300	2,823

※ 国民健康保険税を含む。

(2) 市税過誤納還付状況

平成20年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	659件	209件	192件	65件	1,125件
歳出	2,782	182	9	5	2,978
合計	3,441	391	201	70	4,103

平成21年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	1,000件	93件	178件	64件	1,335件
歳出	499	208	24	8	739
合計	1,499	301	202	72	2,074

平成22年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	2,059件	189件	231件	44件	2,523件
歳出	437	153	96	16	702
合計	2,496	342	327	60	3,225

平成23年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	2,216件	106件	174件	47件	2,543件
歳出	356	111	42	34	543
合計	2,572	217	216	81	3,086

平成24年度

区分	市・都民税	法人市民税	固定・都市計画税	軽自動車税	合計
歳入	2,432件	138件	256件	53件	2,879件
歳出	237	123	21	9	390
合計	2,669	261	277	62	3,269

(3)市税口座振替利用状況

平成20年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	2,140,365,651 円	38,660 件	9,832 人
固定・都市計画税	3,505,458,900	80,412	20,406
軽自動車税	4,027,600	1,012	1,012
合 計	5,649,852,151	120,084	31,250

平成21年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,972,347,409 円	35,009 件	10,159 人
固定・都市計画税	3,583,393,100	82,184	20,776
軽自動車税	4,443,400	1,087	1,087
合 計	5,560,183,909	118,280	32,022

平成22年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,646,753,656 円	28,863 件	7,296 人
固定・都市計画税	3,704,151,600	85,644	21,812
軽自動車税	4,686,300	1,125	1,125
合 計	5,355,591,556	115,632	30,233

平成23年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,639,188,813 円	29,159 件	7,346 人
固定・都市計画税	3,793,902,100	87,890	22,320
軽自動車税	5,115,900	1,201	1,201
合 計	5,438,206,813	118,250	30,867

平成24年度

区 分	税 額	件 数	納 人
市・都民税(普徴)	1,668,406,351 円	28,571 件	7,339 人
固定・都市計画税	3,745,856,400	91,086	23,173
軽自動車税	5,316,000	1,246	1,246
合 計	5,419,578,751	120,903	31,758

市 税 概 要
(平成 25 年度版)
平成 25 年 12 月 発 行

編集発行 東村山市市民部課税課・納税課
所在地 東村山市本町 1-2-3
電話 042-393-5111 (代表)